令和２年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

（概要版）

大阪府包括外部監査人

西 出 智 幸

目　次

[第１章　包括外部監査の概要 1](#_Toc63683203)

[第１　監査の種類 1](#_Toc63683204)

[第２　選定した特定の事件及び監査対象期間 1](#_Toc63683205)

[１　選定した特定の事件（監査テーマ） 1](#_Toc63683206)

[２　包括外部監査対象期間 1](#_Toc63683207)

[第３　事件を選定した理由 1](#_Toc63683208)

[第４　包括外部監査の方法 1](#_Toc63683209)

[１　監査の要点 1](#_Toc63683210)

[２　主な監査の実施手法 2](#_Toc63683211)

[第５　監査の対象機関 3](#_Toc63683212)

[第６　監査の実施体制 3](#_Toc63683213)

[第７　包括外部監査の実施期間 4](#_Toc63683214)

[第８　利害関係 4](#_Toc63683215)

[第９　報告書の構成及び記載方法 4](#_Toc63683216)

[１　留意した事項 4](#_Toc63683217)

[２　構成 4](#_Toc63683218)

[３　監査結果の書き分け 4](#_Toc63683219)

[４　監査の結果及び意見の記載方法 4](#_Toc63683220)

[第２章　包括外部監査対象の概要（大阪府私債権の概要） 5](#_Toc63683221)

[第１　自治体債権の概要 5](#_Toc63683222)

[１　債権の分類 5](#_Toc63683223)

[２　公債権と私債権の差異 6](#_Toc63683224)

[第２　大阪府における私債権の概況 7](#_Toc63683225)

[１　財務諸表の推移 7](#_Toc63683226)

[２　私債権（収入未済額）の推移 8](#_Toc63683227)

[３　貸付金の推移 10](#_Toc63683228)

[４　各種団体の状況の概要 11](#_Toc63683229)

[第３　大阪府における債権管理の状況 14](#_Toc63683230)

[１　債権管理に関する法令等 14](#_Toc63683231)

[２　債権回収・整理マニュアル 14](#_Toc63683232)

[３　債権管理の体制 15](#_Toc63683233)

[４　債権管理の流れ 17](#_Toc63683234)

[５　時効管理 17](#_Toc63683235)

[６　債権回収・整理計画 17](#_Toc63683236)

[第４　新公会計制度による情報開示 21](#_Toc63683237)

[１　財務諸表の作成基準 21](#_Toc63683238)

[２　評価性引当金取扱要領 22](#_Toc63683239)

[第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） 24](#_Toc63683240)

[第１　全般的事項に係る監査の結果及び意見 24](#_Toc63683241)

[１　債権回収・整理計画の適切な作成 24](#_Toc63683242)

[【意見1】適切な債権の分類 24](#_Toc63683243)

[【意見2】適切な目標の設定 24](#_Toc63683244)

[２　遅延損害金（延滞利息等の名称によるものを含む） 25](#_Toc63683245)

[【監査の結果1】遅延損害金の適時の調定に向けた全庁的な取り組み 25](#_Toc63683246)

[【意見3】少額の債権について柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討 26](#_Toc63683247)

[【意見4】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化 26](#_Toc63683248)

[３　評価性引当金取扱要領の運用について 26](#_Toc63683249)

[【意見5】評価性引当金取扱要領に則った評価性引当金計上の徹底 26](#_Toc63683250)

[第２　政策企画部の私債権に係る監査の結果及び意見 27](#_Toc63683251)

[１　災害援護資金貸付金 27](#_Toc63683252)

[【意見6】評価性引当金報告書における適切な金額の貸倒引当金の計上 27](#_Toc63683253)

[２　青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金 28](#_Toc63683254)

[【意見7】納付金支払義務の有無及び範囲の明確化 28](#_Toc63683255)

[【意見8】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化 28](#_Toc63683256)

[第３　総務部の私債権に係る監査の結果及び意見 28](#_Toc63683257)

[１　小売物価統計調査　不適切な調査に係る返還金 28](#_Toc63683258)

[【意見9】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化 29](#_Toc63683259)

[２　委託物品契約の解除に係る違約金 29](#_Toc63683260)

[【監査の結果2】遅延損害金の発生につき誤解が生じないような債務承認及び分納誓約書の取得 29](#_Toc63683261)

[【意見10】債権回収・整理計画における適切な債権の分類 30](#_Toc63683262)

[３　退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息 30](#_Toc63683263)

[【意見11】退職手当返納金債権の履行遅滞により発生する債権の法的性質の整理 30](#_Toc63683264)

[【意見12】未収債権の回収可能性についての調査及び対応 30](#_Toc63683265)

[【意見13】債権回収・整理計画の適切な作成 30](#_Toc63683266)

[４　咲洲庁舎の貸付契約に係る債権 30](#_Toc63683267)

[【監査の結果3】評価性引当金報告書における適切な債権の分類 31](#_Toc63683268)

[【監査の結果4】より多額の回収の機会を失わないための措置 31](#_Toc63683269)

[【意見14】債権回収・整理計画における適切な債権の分類 31](#_Toc63683270)

[【意見15】債務者の収支，財産状況の適切な把握及び分割納付額の適切な設定 31](#_Toc63683271)

[第４　財務部の私債権に係る監査の結果及び意見 31](#_Toc63683272)

[１　土地貸付料 31](#_Toc63683273)

[【意見16】評価性引当金の算定方法の見直し 32](#_Toc63683274)

[２　違約金及び延納利息 32](#_Toc63683275)

[【意見17】評価性引当金の算定方法の見直し 33](#_Toc63683276)

[【意見18】生活困窮者に対する遅延損害金回収の再検証 33](#_Toc63683277)

[３　民事執行費用等 33](#_Toc63683278)

[【意見19】評価性引当金の算定方法の見直し 33](#_Toc63683279)

[【意見20】生活困窮者に対する債権回収の再検証 34](#_Toc63683280)

[第５　公益財団法人大阪観光局の私債権に係る監査の結果及び意見 34](#_Toc63683281)

[１　元職員に対する損害賠償債権 34](#_Toc63683282)

[【監査の結果5】債務者の支払能力の把握 34](#_Toc63683283)

[【意見21】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化 34](#_Toc63683284)

[【意見22】貸倒引当金額の適切な算定 34](#_Toc63683285)

[２　元職員に対する損害賠償債権 35](#_Toc63683286)

[【監査の結果6】債務者の支払能力の把握 35](#_Toc63683287)

[【意見23】支払が滞っている債務者に対する速やかな対応 35](#_Toc63683288)

[【意見24】消滅時効期間についての慎重な取扱い 35](#_Toc63683289)

[【意見25】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化 35](#_Toc63683290)

[第６　公立大学法人大阪の私債権に係る監査の結果及び意見 36](#_Toc63683291)

[１　獣医臨床センター診療報酬債権 36](#_Toc63683292)

[【意見26】債権の状況に応じた適切かつ速やかな処理 36](#_Toc63683293)

[２　光熱水費の未収債権 36](#_Toc63683294)

[【監査の結果7】債権回収に向けた具体的対応及び消滅時効完成の阻止 37](#_Toc63683295)

[第７　福祉部の私債権に係る監査の結果及び意見 37](#_Toc63683296)

[１　大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金 37](#_Toc63683297)

[【監査の結果8】分割返済の受入れ 37](#_Toc63683298)

[【意見27】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理 37](#_Toc63683299)

[【監査の結果9】評価性引当金の分類の見直し 38](#_Toc63683300)

[【意見28】助成金支出の相手方の審査 38](#_Toc63683301)

[２　大阪府介護福祉士等修学資金貸付金 38](#_Toc63683302)

[【意見29】債権回収・整理計画における目標処理額の設定 38](#_Toc63683303)

[３　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金 38](#_Toc63683304)

[【意見30】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理 39](#_Toc63683305)

[４　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金に係る違約金 39](#_Toc63683306)

[【監査の結果10】違約金の調定・請求 40](#_Toc63683307)

[【意見31】違約金を請求しないとする貸付規則の当否 40](#_Toc63683308)

[５　補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金 40](#_Toc63683309)

[【監査の結果11】加算金及び延滞金の徴収及び債権管理 40](#_Toc63683310)

[【意見32】抵当権の設定を含めたさらなる回収努力 40](#_Toc63683311)

[６　大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 41](#_Toc63683312)

[【意見33】回収等業務委託の委託業務の在り方の検討 41](#_Toc63683313)

[【意見34】回収等業務委託の委託業務の業者選定方法の検討 41](#_Toc63683314)

[７　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金 41](#_Toc63683315)

[【意見35】速やかな整理 42](#_Toc63683316)

[【意見36】貸付金と延滞利息を分けた評価性引当金報告書の作成 42](#_Toc63683317)

[８　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金延滞利子 42](#_Toc63683318)

[【意見37】速やかな整理 43](#_Toc63683319)

[９　健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分 43](#_Toc63683320)

[【意見38】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定 43](#_Toc63683321)

[【監査の結果12】評価性引当金報告書における分類の見直し 43](#_Toc63683322)

[１０　重度障がい者特例支援給付金返還金 43](#_Toc63683323)

[【監査の結果13】遅延損害金の調定・請求 44](#_Toc63683324)

[【意見39】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定 44](#_Toc63683325)

[【監査の結果14】評価性引当金の適切な計上 44](#_Toc63683326)

[１１　大阪府民生安定資金貸付金（身体障がい者生業資金貸付金） 44](#_Toc63683327)

[【意見40】時効の管理 45](#_Toc63683328)

[【監査の結果15】延滞利息の調定 45](#_Toc63683329)

[【意見41】速やかな整理 45](#_Toc63683330)

[１２　障がい者扶養共済制度掛金 45](#_Toc63683331)

[【監査の結果16】遅延損害金の調定・請求 45](#_Toc63683332)

[【意見42】掛金滞納者に対する適切な対応の実施 46](#_Toc63683333)

[１３　障がい者扶養共済制度年金過払金返還金 46](#_Toc63683334)

[【監査の結果17】利息の調定・請求 46](#_Toc63683335)

[【監査の結果18】消滅時効の起算日の管理 46](#_Toc63683336)

[【監査の結果19】過払金回収に向けた適切な対応の実施 46](#_Toc63683337)

[１４　障がい者自立センター支援費自己負担金 47](#_Toc63683338)

[【意見43】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定 47](#_Toc63683339)

[【意見44】回収困難な債権の整理 47](#_Toc63683340)

[１５　障がい者自立センター光熱水費等自己負担金（雑入） 47](#_Toc63683341)

[【意見45】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定 48](#_Toc63683342)

[【意見46】債権回収の妥当性の検証 48](#_Toc63683343)

[第８　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の私債権に係る監査の結果及び意見 48](#_Toc63683344)

[１　生活福祉資金貸付金 48](#_Toc63683345)

[【意見47】延滞利子の利率に関するホームページ情報の更新 49](#_Toc63683346)

[２　介護福祉士修学資金等貸付金 49](#_Toc63683347)

[【意見48】引当金の計上 49](#_Toc63683348)

[３　保育士修学資金貸付等事業 49](#_Toc63683349)

[【意見49】引当金の計上 50](#_Toc63683350)

[４　大阪府身体障害者更生資金特別貸付金 50](#_Toc63683351)

[【意見50】速やかな債権の整理 50](#_Toc63683352)

[第９　環境農林水産部の私債権に係る監査の結果及び意見 51](#_Toc63683353)

[１　柑橘母樹園損害賠償金 51](#_Toc63683354)

[【意見51】全庁的要領に従った債権回収・整理計画の「対応状況の内訳」欄の記載 51](#_Toc63683355)

[【意見52】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討 51](#_Toc63683356)

[２　柑橘母樹園代執行弁償金 51](#_Toc63683357)

[【意見53】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討 52](#_Toc63683358)

[３　経営改善資金等貸付金 52](#_Toc63683359)

[【意見54】適切かつ迅速な方法での債権質権の実行による債権回収の実施 53](#_Toc63683360)

[【意見55】債権管理簿における担保権の現状の適時の反映 53](#_Toc63683361)

[【意見56】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性の検証 53](#_Toc63683362)

[【意見57】遅延損害金の割合を変更する契約における変更対象の明確化 53](#_Toc63683363)

[【意見58】財務規則改正後の遅延損害金の割合の適用基準 53](#_Toc63683364)

[【意見59】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性の検証 53](#_Toc63683365)

[４　大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費 54](#_Toc63683366)

[【意見60】適切な履行確保措置の検討 54](#_Toc63683367)

[【意見61】法人たる債務者の代表者個人の法的責任に関する検討 54](#_Toc63683368)

[５　農林漁業振興資金貸付金 54](#_Toc63683369)

[【意見62】債権発生から長期間が経過した債権の整理に向けた検討 55](#_Toc63683370)

[第１０　都市整備部の私債権に係る監査の結果及び意見 55](#_Toc63683371)

[１　道路事業弁償金 55](#_Toc63683372)

[【意見63】不納欠損引当金の適切な算定 55](#_Toc63683373)

[２　土砂崩落対策事務管理費求償権 55](#_Toc63683374)

[【意見64】回収方法の再検討 56](#_Toc63683375)

[【意見65】現金回収による場合の留意事項等の整備 56](#_Toc63683376)

[【意見66】目標処理額の実態に則した設定 56](#_Toc63683377)

[３　不当利得返還請求債権 56](#_Toc63683378)

[【意見67】債権分類の判定方法の再検討 57](#_Toc63683379)

[４　倒壊建物撤去費用立替金 57](#_Toc63683380)

[【監査の結果20】不納欠損引当金の算定誤り 57](#_Toc63683381)

[５　都市整備費雑入 58](#_Toc63683382)

[【意見68】少額債権に関する柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討 58](#_Toc63683383)

[第１１　公益財団法人大阪府都市整備推進センターの私債権に係る監査の結果及び意見 58](#_Toc63683384)

[１　霊園管理料未収入金 58](#_Toc63683385)

[【意見69】長期滞納者への対応の強化 59](#_Toc63683386)

[第１２　住宅まちづくり部の私債権に係る監査の結果及び意見 59](#_Toc63683387)

[１　府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権 59](#_Toc63683388)

[【監査の結果21】遅延損害金の請求の検討 59](#_Toc63683389)

[【監査の結果22】不納欠損引当金の適切な計上 60](#_Toc63683390)

[【意見70】保証人に対する請求の強化の検討 60](#_Toc63683391)

[２　府営住宅退去時補修個人負担金請求権 60](#_Toc63683392)

[【監査の結果23】不納欠損引当金の適切な計上 60](#_Toc63683393)

[【意見71】回収業務の委託 60](#_Toc63683394)

[３　汚水処理施設利用費請求権 61](#_Toc63683395)

[【意見72】不納欠損引当金の計上 61](#_Toc63683396)

[【意見73】支払督促制度の活用等による時効の中断の実現 61](#_Toc63683397)

[４　団地内施設使用料請求権（離職者等） 61](#_Toc63683398)

[【意見74】一部金額の切り離し 62](#_Toc63683399)

[【意見75】一部金額の徴収停止及び債権放棄の可能性の検討 62](#_Toc63683400)

[５　仮住居使用料請求権 62](#_Toc63683401)

[【監査の結果24】遅延損害金の請求の検討 62](#_Toc63683402)

[６　仮住居借上費入居者負担金請求権 63](#_Toc63683403)

[【監査の結果25】遅延損害金の請求の検討 63](#_Toc63683404)

[【監査の結果26】不納欠損引当金の計上 63](#_Toc63683405)

[【意見76】一部金額の切り離し 63](#_Toc63683406)

[７　大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権 64](#_Toc63683407)

[【意見77】不納欠損引当金の計上額の増額 64](#_Toc63683408)

[８　府有財産の貸付料及び遅延損害金請求権 64](#_Toc63683409)

[【意見78】敷金の徴収又は賃料の前払い 65](#_Toc63683410)

[第１３　大阪府住宅供給公社の私債権に係る監査の結果及び意見 65](#_Toc63683411)

[１　家賃，施設使用料及び駐車場使用料請求権 65](#_Toc63683412)

[【意見79】貸倒引当金の適切な計上 65](#_Toc63683413)

[第１４　教育庁の私債権に係る監査の結果及び意見 65](#_Toc63683414)

[１　独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金 65](#_Toc63683415)

[【意見80】各学校におけるセンター掛金債権の早期回収に向けた方策 66](#_Toc63683416)

[【意見81】コストパフォーマンスを踏まえた適正かつ効率的な債権管理のあり方 66](#_Toc63683417)

[２　業者使用光熱水費 66](#_Toc63683418)

[【監査の結果27】評価性引当金の適切な計上 67](#_Toc63683419)

[３　高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金 67](#_Toc63683420)

[【意見82】消滅時効が完成している債権の早期放棄 67](#_Toc63683421)

[４　高等学校等修学資金奨励費貸付金 67](#_Toc63683422)

[【監査の結果28】免除規定適用に関する運用の是正 68](#_Toc63683423)

[【監査の結果29】評価性引当金の適切な計上 68](#_Toc63683424)

[【監査の結果30】延滞利息の適切な調定・請求 68](#_Toc63683425)

[【監査の結果31】適正な時効管理 68](#_Toc63683426)

[５　大学修学奨学金貸付金（延滞利息含む） 68](#_Toc63683427)

[【意見83】評価性引当金計上に関する取扱いの統一 69](#_Toc63683428)

[６　社会保険料，健康保険料及び厚生年金保険料未納金 69](#_Toc63683429)

[【意見84】少額な遅延損害金の早期の放棄 69](#_Toc63683430)

[第１５　公益財団法人大阪府育英会の私債権に係る監査の結果及び意見 69](#_Toc63683431)

[１　奨学金返還請求権 69](#_Toc63683432)

[【意見85】奨学金管理システムに係る情報セキュリティ対策の見直し 70](#_Toc63683433)

[【意見86】債権回収の実効性を向上させるための法的措置の見直し 70](#_Toc63683434)

[【監査の結果32】実態に即した貸倒引当金額の計上 70](#_Toc63683435)

[第１６　警察本部の私債権に係る監査の結果及び意見 70](#_Toc63683436)

[１　交通信号設備等損害賠償金 70](#_Toc63683437)

[【意見87】時効の更新又は中断措置の実施 71](#_Toc63683438)

[【意見88】督促状の再送付の実施 71](#_Toc63683439)

[【意見89】適時の財産調査及び法的措置の実施 71](#_Toc63683440)

[【意見90】消滅時効の完成した少額の債権についての速やかな債権整理に向けた検討 71](#_Toc63683441)

[２　光熱水費私費負担金 71](#_Toc63683442)

[【意見91】全庁的要領に従った債権回収・整理計画上の債権の分類 72](#_Toc63683443)

[第４章　最後に 73](#_Toc63683444)

本監査結果報告書に記載した数値の多くは概数であるため，表等に記載した合計数値が，その内訳の単純合計と一致しない場合があることにご留意いただきたい。

また，令和元年5月1日以降の年月日を表示する際，便宜上「平成」の元号を使用した部分があるので，ご了承いただきたい。

第１章　包括外部監査の概要

**第１　監査の種類**

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

**第２　選定した特定の事件及び監査対象期間**

**１　選定した特定の事件（監査テーマ）**

私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

**２　包括外部監査対象期間**

令和元年度（自平成31年4月1日　至令和2年3月31日）

ただし，必要に応じて過年度及び令和2年度の事務についても監査対象とした。

**第３　事件を選定した理由**

監査テーマの選定にあたっては，大阪府の施策としての重要度，財政への影響度，大阪府民の関心の高さ，過去の包括外部監査のテーマとの重複の有無などを考慮した。

大阪府は，債権の回収及び整理の総合的かつ計画的な推進を目的とした「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき，滞納債権の回収及び整理処理の目標を定めた「債権回収・整理計画」を毎年6月1日から5月31日の期間で策定するとともに，その結果を8月中旬頃に公表している。

しかし，同計画の策定にもかかわらず，私債権の収入未済額は年々増加し，令和元年には167億円を超えている。また，未収債権のうち，回収債権が大部分を占めており，不断の回収努力が求められる状況である。

未収債権の額やその回収状況を公表している地方公共団体は稀であり，同条例の制定及び同計画の策定からは，大阪府が，未収債権の増加を重要な課題と捉えて，その回収及び整理に向けて真摯に取り組んでいることが窺われる。

そこで，特に私債権について，その管理方法や回収体制等を総合的に点検し，より効率的で経済的な未収債権の回収を達成することができないかを検討することは非常に有意義であると考えられる。このような観点からの監査の実施は，地方自治法の趣旨である「住民福祉の増進」，「最少の経費で最大の効果」，「組織及び運営の合理化」，「規模の適正化」を達成することにも適うといえる。

以上の理由から，私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行を監査対象として選定することとした。

**第４　包括外部監査の方法**

**１　監査の要点**

本年度の監査においては，監査対象として選定した私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について，以下の基本的視点から監査を実施した。

①　法令等の遵守（地方自治法2条16項，適法性監査）

②　経済性・効率性・有効性の確保（地方自治法2条14項，3E監査）

③　組織及び運営の合理化（地方自治法2条15項）

④　行財政改革を意識した監査

上記基本的視点を基礎として，私債権の回収及び整理について，特に以下の観点に留意して監査を実施した。

①　全庁的に定められたマニュアルやルールに従い，統一的に私債権の管理が行われているか。その運用は，債務者間の公平性等の観点から適切なものか。

②　私債権の発生段階において，各債権の性質や債務者の状況に応じ，回収に向けた適　切な措置が講じられ，回収可能性等が検討されているか。

③　回収対象債権及び整理対象債権の分類は，適切に行われているか。

④　私債権の回収は，各債権の性質や債務者の状況に応じ，効果的かつ合理的に行われ　　　ているか。

⑤　私債権の整理に向けた取組みは，各債権の性質や債務者の状況に応じ，適時適切に行われているか。

⑥　私債権の管理は，民法その他の法改正に対応する形で行われているか。

**２　主な監査の実施手法**

**(1)　監査の方法**

監査手続は概ね以下の手法で行った。

①　大阪府における財務事務のうち，私債権の管理に関する資料の収集及び検討を行った。

②　予備調査段階で，監査委員事務局から，私債権の取扱いに関する全庁的なマニュアルや過去の私債権に関する監査報告書等の資料の提供を受けるとともに，全ての知事部局に対して，私債権の有無とその概要を示す資料の提供を求めた。

③　新型コロナウイルス感染症の流行に係る状況を受け，同感染症対応のため特に業務が多忙となった健康医療部や商工労働部については，予備調査段階で一部資料提供を受けたものの，監査への対応の負担に鑑み，本調査の対象から除くこととした。

④　本調査においては，監査対象とした知事部局に対して，各部局が所管する個別の私債権に関するより詳細な質問を行うとともに，個別の私債権の管理に関する資料の提供又は閲覧を求めた。

⑤　対象部局からの回答及び資料提供を受けた後に，債権を所管する各課室の担当者からのヒアリングを行った。必要に応じて，大阪府による財政的援助団体や出資団体等のいわゆる外郭団体に対しても，当該団体に属する私債権についてのヒアリングを実施した。その他，資料の多寡等の部局ごとの状況に応じて，別途資料閲覧の日程を設定し，また，追加のヒアリングを実施してきた。

⑥　上記手続の後に，各部局に対し，再度の質問を行い，資料提供を求め又は資料閲覧を行った。

⑦　監査の結果及び意見の案を作成した段階でこれを各部局に示し，事実関係に誤りがないか等について意見を聴取した。

**(2)　監査手続において留意した事項**

①　各部局が所管する個別の私債権の管理状況を精査するとともに，各私債権に共通する課題がないか等，横断的な視点を意識した。

②　個別の私債権の管理状況の精査に当たっては，6名の監査人補助者により詳細かつ適切に検討を実施できるよう，部局又は団体ごとに，主に検討を担当する主担当補助者１名とそれを補佐する副担当補助者１名を決定した。各補助者において，自身の担当部局ないし団体の私債権の状況を第一次的に検討するとともに，全員が参加する会議の場を頻繁に設け，各補助者の検討の経過や内容，問題意識を共有するよう努めた。

③　令和2年に生じた新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み，多人数が密になる状態でのヒアリングはできる限り避け，特に報告書の内容についての意見交換の段階では，各部局の窓口担当者と監査人補助者とが電話やメールなどで連絡を取るようにすることで効率的な監査を実施するよう心掛けた。

④　包括外部監査人補助者の経験がある公認会計士1名が補助者として加わり，会計的視点からの監査を心掛けた。

**第５　監査の対象機関**

①　知事部局

②　教育庁

③　警察本部

④　外郭団体のうち，公益財団法人大阪観光局，公立大学法人大阪，社会福祉法人大阪　府社会福祉協議会，公益財団法人大阪府都市整備推進センター，大阪府住宅供給公社，公益財団法人大阪府育英会

**第６　監査の実施体制**

　包括外部監査人　　弁護士　　　　西出智幸

　　補助者　　　　　　弁護士　　　　安部将規

　　　　　　　　　　　弁護士　　　　西尾和則

　　　　　　　　　　　弁護士　　　　高田翔行

　　　　　　　　　　　弁護士　　　　藤原和久

　　　　　　　　　　　弁護士　　　　吉岡沙映

　　　　　　　　　　　公認会計士　　浦野清明

**第７　包括外部監査の実施期間**

　令和2年4月1日から令和3年1月31日まで

**第８　利害関係**

包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

**第９　報告書の構成及び記載方法**

**１　留意した事項**

監査結果報告書は大阪府へ提出するものであるが，公表が予定されていることに鑑み，府民にとって理解しやすい記述を行うよう努めた。また，監査の結果及び意見については，各債権所管課をはじめとする関係者が対応や措置を観念しやすいような記載を心掛けるとともに，今後の大阪府の債権管理に資するものとなるよう，具体的かつ明確な記述に努めた。

**２　構成**

本報告書は，目次のとおりの構成としている。

監査の結果及び意見については，まず，複数の債権に共通して見られた問題や全庁的な取り組みが必要な問題を「全般的事項に係る監査の結果及び意見」として第３章の冒頭に記載した。続いて，監査対象たる部局又は団体毎に，当該部局の所管債権又は当該団体に属する私債権に関する個別的な監査の結果及び意見を記載した（なお，個別的な監査の結果及び意見は，各部局又は団体に対するヒアリングや開示資料等を通じて把握した事実関係に基づくものであるが，大阪府全体の債権管理体制に対するものであるため，必ずしも各債権の所管部署のみでの対応を求める趣旨ではない）。

**３　監査結果の書き分け**

監査結果については，原則として次のとおり書き分けている。

|  |  |
| --- | --- |
| 【監査の結果】 | 適法性，合規性，経済性，効率性，有効性の観点から，是正・改善を求めるもの。 |
| 【意　　　見】 | 　監査の結果には該当しないが，監査人が必要ありと判断したときに，大阪府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解。 |

**４　監査の結果及び意見の記載方法**

監査の結果及び意見については簡単な見出しを記載し，見出しの前に監査の結果・意見の別を記載した。監査の結果及び意見については，それぞれ通し番号を付した。

**第２章　包括外部監査対象の概要（大阪府私債権の概要）**

**第１****自治体債権の概要**

**１　債権の分類**

　一般に，債権は，金銭の給付を目的とする金銭債権と，それ以外の非金銭債権（財物や労務の給付を目的とする債権）に分類される。

地方自治法上，債権は，「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と定義され（地方自治法第240条），地方公共団体が管理・処分する「財産」としての債権は，金銭債権に限定されている（地方自治法第237条1項参照）。

地方公共団体の有する金銭債権は，その法的性質に鑑み，公債権と私債権に分類することができる。公債権は，自力執行力の有無により，更に強制徴収公債権及び非強制徴収公債権に分類される。また，大阪府においては，後述する債権回収・整理計画上の分類として，私債権を事実上，貸付金と貸付金以外のものに区分して取扱っている。

＜債権の分類＞

（「債権回収・整理計画の作成について」に基づき作成）

公債権及び私債権についての確立した定義は存在しないものの，大阪府債権回収・整理マニュアル（以下，「債権回収・整理マニュアル」という。なお，以下，特に断りのない限り，令和2年3月改定版の債権回収・整理マニュアルを指すものとする。）においては，公債権につき，「公法上の原因に基づき生ずる債権」，「行政権の主体として一般私人の有しない特別の権能に基づき生ずる債権」といった定義，私債権につき，「私法上の原因に基づき生ずる債権」，「一般私人のもつ権能と同様の権能に基づき生ずる債権」といった定義が紹介されている。個別具体的な債権について公債権・私債権のいずれに該当するかを判断した複数の裁判例においても，当該債権の発生原因に着目し，それが公法上のものであるか私法上のものであるかを一つの基準としてその区別を図ろうとするものがみられ，このような区別の観点は一定程度共有されているものと解される[[1]](#footnote-2)。

　債権回収・整理マニュアルには，「債権の種別判断チェックリスト」というフローチャートが掲載されており，これを用いて債権の種別を判断するよう推奨されている。

**２　公債権と私債権の差異**

　公債権（強制徴収公債権・非強制徴収公債権）と私債権の差異は多数の事項にわたり存在するが，ここでは，債権の管理上特に重要と解される点についてのみ述べる。

**(1) 　時効援用の必要性**

公債権は，時効期間の経過により時効の援用がなくとも直ちに時効の効力が生じ，権利が消滅する（地方自治法236条2項，地方税法18条2項）[[2]](#footnote-3)。これに対し，私債権は，債務者が時効を援用して初めて時効の効力が確定的に生じる（民法145条）。

したがって，私債権の場合，時効期間が経過したとしてもそれのみでは債権は消滅せず，債権者はなお債務者に対し履行を請求して弁済を受けることができる。

他方で，不納欠損処理[[3]](#footnote-4)の段階についてみると，公債権の場合は時効完成により債権が消滅すれば不納欠損処理を行うことができるが，私債権については，債務者が時効を援用しない以上，時効完成を理由として不納欠損処理を行うことはできない。

**(2)　時効期間**

公債権については，地方自治法236条1項，地方税法18条1項により5年と定められ，これが原則であるが，国民健康保険料（国民健康保険法110条1項）や介護保険料（介護保険法200条1項）のように，個別法において2年と定められているものもある。

　一方，私債権の場合，債権の発生日が令和2年4月1日以降のもの（その原因である法律行為が施行日である令和2年4月1日より前にされたときを除く。）については，現行の新民法（平成29年法律第44号。以下においても同様とする。）が適用され，原則として権利を行使できることを知った時から5年，又は権利を行使できる時から10年である（民法第166条1項）。債権の発生日が令和2年3月31日以前のもの（施行日以後に債権が生じた場合であって，その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。）については，旧民法が適用されるため，債権の種別により，権利を行使できる時から1年，2年，3年，5年又は10年となる（新民法附則第10条第4項，旧民法第170条ないし第174条参照）。なお，商事債権については5年の商事消滅時効（旧商法第522条）が規定されていたが，民法改正に伴い，同規定は削除された。ただし，これについても経過措置がとられており，施行日前にされた商行為によって生じた債権の消滅時効期間については，旧商法の商事消滅時効が適用される（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条7項）。

**(3)　延滞金・遅延損害金**

債務者が納期限までに履行しなかった場合，公債権では延滞金を，私債権では遅延損害金を徴収することができる。

公債権では，個別の法令に定めがある場合のほか，原則年14.6％（なお，納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については，年7.3％）の割合により計算した延滞金を徴収する（大阪府税外収入延滞金徴収条例第2条第1項）。

私債権の場合，特段の合意のない場合には民法上の法定利率年3％，合意のある場合には約定利率による遅延損害金を請求できる（民法419条，民法404条）。

なお，民法改正により，法定利率は年5％から年3％となったが，新民法の施行日前に遅滞の責任を負った場合には，その遅延損害金を生ずべき債権には旧法の法定利率が適用される（新民法附則第17条3項）。債権回収・整理マニュアル70頁においても，「法定利率により遅延損害金を徴収する場合は，最初に遅延損害金が発生した時点での利率がその後ずっと適用され，法定利率が変動したからといって，既に遅延損害金が発生している債権の遅延損害金の率が変動することはありません。」との記載がある。

財務規則（昭和55年3月31日大阪府規則第48号。以下，「財務規則」という。）第71条2項は，法令で特別の定めのある場合又は知事が別に定める場合以外における履行遅滞による違約金の割合について定めているところ，この規定も令和2年4月1日に改正され，その割合は年5％から年3％となった。

**第２　大阪府における私債権の概況**

**１　財務諸表の推移**

新公会計制度による大阪府の財務諸表（貸借対照表）における，未収金及び貸付金並びにこれらに関して計上されている不納欠損引当金，貸倒引当金の推移は以下のとおりである。

＜平成27年度～令和元年度　貸借対照表（一部）の推移＞

　　（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| Ⅰ流動資産 |
| 未収金 | 43,022 | 40,104 | 39,951 | 33,649 | 33,192 |
| 　内税未収金 | 25,122 | 22,176 | 18,531 | 15,101 | 13,280 |
| 　内その他未収金 | 17,900 | 17,928 | 21,420 | 18,547 | 19,912 |
| 不納欠損引当金 | △14,249 | △13,070 | △12,592 | △12,184 | △11,937 |
| 短期貸付金 | 14,536 | 30,729 | 12,703 | 12,641 | 12,257 |
| 貸倒引当金 | △147 | △127 | △169 | △169 | △85 |
| Ⅱ固定資産 |
| 長期貸付金 | 211,229 | 216,780 | 215,171 | 209,260 | 203,641 |
| 貸倒引当金 | △2,442 | △2,181 | △1,787 | △1,866 | △1,913 |

（大阪府ホームページより抜粋）

令和元年度末において，その他未収金は199億1200万円，貸付金は合計2158億9800万円が計上されている。未収金のうち，税未収金及び不納欠損引当金は減少傾向にあるものの，私債権の収入未済額が主に計上されるその他未収金は増加傾向にある。貸付金は，平成28年度において増加しているものの，その後は減少傾向にある。

**２　私債権（収入未済額）の推移**

大阪府の収入未済額のうち，私債権の部局別残高の推移は以下のとおりである。

なお，過去5年間で私債権の収入未済額が発生していない部局及び企業会計分は除いて推移表を作成している。

＜平成27年度～令和元年度　私債権（収入未済額）の推移＞

　　（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部局名 | H28.5.31 | H29.5.31 | H30.5.31 | R1.5.31 | R2.5.31 |
| 政策企画部 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |
| 総務部 | 46 | 45 | 45 | 38 | 256 |
| 財務部 | 13 | 13 | 14 | 13 | 12 |
| 福祉部 | 735 | 634 | 570 | 545 | 518 |
| 健康医療部 | 180 | 183 | 175 | 170 | 166 |
| 商工労働部 | 627 | 553 | 612 | 650 | 643 |
| 環境農林水産部 | 2,790 | 2,828 | 2,886 | 2,938 | 2,995 |
| 都市整備部 | 7,198 | 7,276 | 7,408 | 7,506 | 7,524 |
| 住宅まちづくり部 | 3,686 | 4,152 | 4,437 | 4,780 | 5,328 |
| 議会事務局 | 1 | - | - | - | - |
| 教育庁 | 54 | 32 | 49 | 44 | 42 |
| 警察本部 | 7 | 6 | 9 | 12 | 13 |
| 合計 | 15,344 | 15,731 | 16,211 | 16,701 | 17,501 |

（大阪府提供資料に基づき作成）

令和2年5月末時点で，私債権（収入未済額）の総額は175億100万円となっており，環境農林水産部，都市整備部，住宅まちづくり部の3つの部局で全体の90％を占めている。

全体として減少傾向にある部局が多いものの，残高の大部分を占める以下の3部局が増加傾向にあることから，全体として増加傾向にある。

環境農林水産部は，平成25年度に，食肉安定供給事業運営資金貸付金につき貸金返還請求訴訟を提起して，これにより期限の利益が失われた残額計22億8510万円を一括で調定したところ，その後債務者による弁済がなされず，現在も収入未済額の大部分は同貸付金に係るものとなっている。平成28年以降の増加傾向は，後述する分割納付中の経営改善金貸付金2件について，納付期限が到来するごとに順次調定が行われていることによるものである。

都市整備部の私債権（収入未済額）は，後述の道路事業弁償金61億8900万円と土砂崩落対策事務管理費求償権13億1300万円が大部分を占め，後者の債権が平成27年度9億6900万円から令和元年度13億1300万円に増加していることにより増加傾向となっている。

住宅まちづくり部の私債権（収入未済額）は，後述の府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権が大部分を占め，この金額が増加していることにより増加傾向となっている。

なお，総務部は令和元年度において，咲洲庁舎賃料の収入未済が2億1600万円発生したことから令和2年5月31日時点の私債権（収入未済額）が前年度と比較し大幅に増加している。

＜私債権（収入未済額）に占める各部局の割合（令和2年5月31日）＞



（大阪府提供資料に基づき作成）

**３　貸付金の推移**

大阪府の貸付金の部局別残高の推移は以下のとおりである。

なお，過去5年間で貸付金残高の発生していない部局は除いて推移表を作成している。

＜平成27年度～令和元年度　貸付金の推移＞

　　（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部局名 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 政策企画部 | 43,563 | 41,664 | 39,758 | 37,853 | 36,181 |
| 総務部 | 28,708 | 26,689 | 25,610 | 25,023 | 24,603 |
| 福祉部 | 9,289 | 8,285 | 7,244 | 7,043 | 6,810 |
| 健康医療部 | 27,432 | 56,556 | 57,116 | 54,661 | 52,420 |
| 商工労働部 | 28,640 | 28,220 | 11,491 | 11,427 | 10,999 |
| 環境農林水産部 | 3,968 | 3,900 | 3,851 | 3,791 | 3,747 |
| 都市整備部 | 22,296 | 20,950 | 22,219 | 22,278 | 22,060 |
| 住宅まちづくり部 | 45,400 | 44,846 | 44,290 | 43,733 | 43,173 |
| 教育庁 | 37,313 | 37,171 | 36,953 | 36,762 | 36,576 |
| 合計 | 246,607 | 268,282 | 248,532 | 242,571 | 236,569 |

（大阪府提供資料に基づき作成）

令和元年度末時点で，貸付金の総額は2365億6900万円となっている。平成28年度においては，健康医療部で独立行政法人大阪府立病院機構への追加貸付315億6600万円が行われたことにより増加したものの，ほとんどの部局で減少傾向にあり，全体としても減少している。

なお，平成29年度には，商工労働部においておおさか地域創造ファンド事業資金貸付金の事業終了に伴う返済が162億円あったことから大幅に減少している。

＜貸付金に占める各部局の割合（令和2年3月31日）＞



（大阪府提供資料に基づき作成）

**４　各種団体の状況の概要**

大阪府は多くの財政的援助団体や出資団体を有している。本年度の監査において，監査の対象とした各種団体は以下のとおりである。

**(1)　公益財団法人大阪観光局**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 公益財団法人大阪観光局 |
| 設立目的 | 大阪府，大阪市及び堺市の歴史的，文化的及び経済的特性を活かし，大阪府，大阪市及び堺市における観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことにより，地域経済の活性化を図り，もって，世界に開かれた国際観光都市としての発展に寄与するとともに，国民の生活，文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とする。 |
| 基本財産 | 235,163千円（令和2年3月31日時点）なお，大阪府の実質的な出捐は50,000千円（21％） |
| 所管課 | 府民文化部都市魅力創造局企画・観光課 |
| 沿革 | 年月 | 内容 |
| 平成15年 4月 | 財団法人大阪観光コンベンション協会　発足（財団法人大阪コンベンションビューロー，社団法人大阪府観光連盟及び社団法人大阪観光協会が統合） |
| 平成27年 4月 | 公益財団法人大阪観光局　発足（組織体制と名称を変更） |

**(2)　公立大学法人大阪**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 公立大学法人大阪 |
| 設立目的 | 豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし，広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに，都市を学問創造の場と捉え，社会の諸問題について英知を結集し，併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し，その成果を社会へ還元することにより，地域社会及び国際社会の発展に寄与するため，地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき，大学及び高等専門学校を設置し，及び管理することを目的とする。 |
| 基本財産(資本金) | 175,932,656千円（令和2年3月31日時点）なお，大阪府の実質的な出捐は73,621,775千円（41.8％） |
| 所管課 | 府民文化部府民文化総務課 |
| 沿革 | 年月 | 内容 |
| 平成31年 4月 | 公立大学法人大阪　発足（公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学が統合） |

**(3)　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 |
| 設立目的 | 大阪府における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的とする。 |
| 基本財産 | 180,966千円（令和2年3月31日時点）なお，大阪府の実質的な出捐は91,166千円（50.4％） |
| 所管課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |
| 沿革 | 年月 | 内容 |
| 昭和26年 5月 | 設立 |

**(4)　公益財団法人大阪府都市整備推進センター**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 公益財団大阪府法人都市整備推進センター |
| 設立目的 | 市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりの推進，公共用地の有効活用による都市環境の改善及び建設発生土等を活用した環境共生型のまちづくりを行うことにより，大阪府域における秩序ある良好な市街地の形成に寄与するとともに千里丘陵地区及び泉北丘陵地区における居住者等の利便性を確保することを目的とする。 |
| 基本財産 | 1,063,400千円（令和2年3月31日時点）なお，大阪府の実質的な出捐は651,067千円（61.2％） |
| 所管課 | 都市整備部都市計画室 |
| 沿革 | 年月 | 内容 |
| 昭和34年 9月 | 設立 |
| 平成 7年11月 | 財団法人大阪府有料道路協会と統合 |
| 平成12年 4月 | 財団法人大阪府まちづくり推進機構と統合 |
| 平成17年 4月 | 財団法人大阪産業廃棄物処理公社から阪南2区事業を継承 |
| 平成24年 4月 | 公益財団法人としての認定を受け，登記完了 |
| 令和 2年 4月 | 一般財団法人大阪府タウン管理財団と統合 |

**(5)　大阪府住宅供給公社**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 大阪府住宅供給公社 |
| 設立目的 | 住宅を必要とする勤労者に対して居住環境の良好な集団住宅等を供給することで，住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| 基本金 | 3100万円（令和2年3月31日時点）（大阪府全額出資） |
| 所管課 | 住宅まちづくり部都市居住課 |
| 設立 | 昭和40年11月 |
| 沿革 | 年月 | 内容 |
| 昭和39年 | 財団法人大阪府宅地協会　設立 |
| 昭和40年 | 大阪府住宅供給公社　設立（財団法人大阪府宅地協会を組織変更） |
| 昭和41年 | 財団法人大阪府住宅協会（昭和25年設立）を統合 |
| 平成17年 | 財団法人大阪府住宅管理センター（昭和42年設立）を統合 |

（大阪府ホームページ及び大阪府住宅供給公社ホームページより作成）

**(6)　公益財団法人大阪府育英会**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 公益財団法人大阪府育英会 |
| 設立目的 | 大阪府内に住所を有する者の保護する学生・生徒で，向学心に富みながら経済的理由により修学困難な者に，奨学金の貸付その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより，教育の機会均等に寄与するとともに，次代の社会を担う有用な人材の育成に資することを目的とする。 |
| 基本財産 | 100,000千円（令和2年3月31日時点）※出捐総額379,705千円のうち大阪府の実質的な出捐は61,500千円（16.2％） |
| 所管課 | 教育庁私学課 |
| 設立 | 昭和27年4月 |

（育英会ホームページより作成）

**第３　大阪府における債権管理の状況**

**１　債権管理に関する法令等**

大阪府における債権管理の根拠となる主要な法令・規則としては，地方自治法及び地方自治法施行令の他，財務規則や，財務規則の具体的運用について定めた大阪府財務規則の運用（昭和55年審第1号，財第14号。以下，「財務規則の運用」という。）などが挙げられる[[4]](#footnote-5)。

また，大阪府においては，債権の回収及び整理を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」（以下，単に「条例」という。）が制定されている。

本条例の制定の背景には，平成19年3月における「大阪府債権管理適正化指針」の策定がある[[5]](#footnote-6)。同指針は，平成18年に大阪府の赤字構造からの脱却等を目的として策定された行財政改革プログラム案において，債権管理の適正化が取組みの一つとして掲げられたことや，同年に実施された大阪府における債権管理の実態調査の結果，債権の回収・整理に関するノウハウの蓄積の不十分さなどの理由により，管理が適切に行われているとは言い難い債権が存在するという事情が明らかになったことを踏まえて，債権の発生から回収までの各段階において的確な債権管理の適正化を推進するための基本的事項を示すものとして策定された。同指針は，その序文において，「平成19年度から本指針に基づき，府民の貴重な財産である債権の管理に万全を期すべきとともに，公平性を確保すべきとの考え方を基本とした，計画的で適正な債権管理の取組みをすすめる」ことを表明している。

その後，平成22年10月末に財政構造改革プラン（案）が策定され，同プランにおいて，債権管理の強化対策が歳入確保の重要な一つとして掲げられた。同プランの取組みを踏まえ，平成22年11月に，債権の回収及び整理を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものとして，条例が制定された。

本条例により，知事は債権回収・整理計画の策定を行うべきことや，債権の放棄に係る議会の議決を求めるべき場合の要件などが具体的に定められた。

**２　債権回収・整理マニュアル**

上記のような指針や条例の整備を受けて，当時の大阪府総務部税務室税政課は，債権管理の担当者が債権回収や整理の基本的な流れを理解するとともに，実務上の詳細について債権管理の実績をさらに発展させ，庁内で幅広く共有することを目的として，平成23年3月に債権回収・整理マニュアルを作成した[[6]](#footnote-7)。

同マニュアルにおいては，図表やフローチャートを用いながら，債権の分類ごとの管理上の差異に始まり，債権管理の各段階における具体的な手続や実務上のポイント，関連法令に定められた要件の意義等について解説がなされており，巻末には債権の回収・整理に用いる各種文書の様式集が存在する。

なお，同マニュアルは，策定以来10度の改訂を経ており，令和2年の民法改正による変更点についても言及されている。

**３　債権管理の体制**

**(1)　債権管理者**

大阪府は，債権の適切な管理を図るため，債権管理者を指定して，債権の回収・整理などの職務を担わせている。債権管理者とは，知事又は財務規則第3条により債権の管理に関する事務を委任された者をいう[[7]](#footnote-8)。債権管理者は，概ね以下の職務を行うものとされている。

①　債権管理簿の備付け，必要事項の記載（財務規則第90条）

②　債権回収・整理計画の策定等（条例第３条）

③　債権の回収（地方自治法第240条第2項）

④　債権の整理（地方自治法第240条第3項）

⑤　毎年度2回以上の債権管理事務の自己検査（財務規則第95条の２）

⑥　債権現在高通知書の作成（財務規則第96条）

　実際の債権管理者の職務は，各債権を所管する室課（グループを含む。）及び予算執行機関（以下，「所管室課等」という。）が行っている。各部，会計局，教育庁，警察本部，人事委員会事務局，監査委員事務局及び議会事務局（以下，「部局等」という。）の総務課（グループを含む。）は，「取りまとめ担当課」として，債権管理に関して所管室課等への指導，調整を行う。

**(2)　大阪府債権管理推進連絡会議**

大阪府は，全庁的な観点から債権管理の適正化を推進するため，平成18年4月に大阪府債権管理推進連絡会議（以下，「連絡会議」という。）を設置した。

連絡会議の設置は，府議会，府監査委員及び府包括外部監査人による債権管理の状況に関する指摘や，前述した行財政改革プログラム案の策定などを受けて，債権管理のより一層の適正化をめざし，各部局間の連携を強化するとともに，債権管理に伴う庁内の連絡調整を円滑に行うことなどを目的として行われたものである。

連絡会議は，財務部税務局税政課長を座長とし，取りまとめ担当課の課長等から構成され，全庁にまたがる債権管理に係る情報共有や課題検討のほか，債権の状況把握，債権管理に係る指針の作成などを行っている。

**(3)　債権特別回収・整理担当**

　大阪府においては，現在，財務部税務局税政課総務グループに，債権特別回収･整理担当として2名の職員が配置されており，この職員らが，債権回収･整理計画の策定及び公表，債権回収・整理に関する研修会の開催，並びに債権の回収･整理処理の取組支援といった事務を担っている。

　かつては，総務部税務室税政課に，「債権特別回収・整理チーム」[[8]](#footnote-9)や，「債権特別回収･整理グループ」といった部署が設置されていた。

平成23年4月に設置された債権特別回収･整理グループは，当初は債権所管課から一定の債権を引き継いで単独でその処理を担い，平成27年以降は，徴収に関する知識やノウハウの共有・継承のため，債権所管課と共同で処理を行っていた。

債権特別回収･整理グループによる債権所管課への助言や，弁護士による研修会の開催などを通じて，部局等において自立した債権の回収及び整理が可能になったことから，同グループは平成29年4月に解消され，現在のように，財務部に債権特別回収･整理担当が配置される体制となるに至っている。

**(4)　債権特別回収・整理アドバイザー**

大阪府は，平成23年4月に，大阪府の債権管理を法的な観点から支援する「債権特別回収・整理アドバイザー」（以下，「アドバイザー」という。）という役職を設け，これ以来，弁護士資格を持つ者を継続的にアドバイザーとして雇用している。

アドバイザーは，平成23年の導入当時，債権特別回収・整理グループに所属する非常勤職員として雇用されていたところ，平成29年4月に同グループが解消された後は，債権管理に関する事務を所管する財務部税務局税政課において特別職非常勤職員として雇用されている。

大阪府によれば，現在のアドバイザーの主要な業務は以下のようなものであり，弁護士資格及び法的な視点を活かした債権管理への支援が期待されているとのことである。

①債権の回収・整理関連の相談及びアドバイス

②債権の回収に関する訴訟支援

③債権回収・整理研修の講師

　直近の年度において実際に所管課とアドバイザーが対面して行われた相談の件数は，平成30年度で47件，令和元年度で34件，令和2年度（ただし12月まで）で32件である。

　また，各所管課の債権管理業務担当者を対象に，債権回収・整理に関する研修会が年に10回程度開催されており，アドバイザーがその講師を務めている。

**４　債権管理の流れ**

財務規則第90条にいう「適切な債権管理」とは，債権の発生に始まり，債権の回収，債権の放棄等により債権が消滅するまでの全過程を適切に処理し，管理していくことを意味するものとされている（債権回収・整理マニュアル6頁）。

**５　時効管理**

**(1)　債権回収・整理マニュアルにおける基本的な考え方**

債権回収・整理マニュアルにおいては，消滅時効期間の満了が接近している債権については，個々の事案に応じて，督促，債務承認，法的措置等による時効の更新又は中断の措置を早期に講じることが要請されている。

また，分割して収入する債権（期限の利益のあるもの）については，原則として，各弁済期の債権ごとに時効が進行することに注意するよう述べられている。

**(2)　時効の更新（中断）**

時効の完成を障害する事由につき，新民法においては時効の更新，旧民法においては時効の中断という概念がとられているところ，新民法・旧民法のいずれが適用されるかは，当該障害事由の発生時点が新民法施行日より前か施行日以降かによって判断される。

法令の規定により地方公共団体がする納入の通知及び督促は，民法第150条の規定にかかわらず，時効の更新又は中断の効力を有する（地方自治法第236条第４項）。ただし，督促に時効の更新又は中断の効力があるのは，最初の督促に限られる（昭和44年2月6日自治行第12号東京都経済局長宛行政課長回答，地方自治制度研究会編『新訂注釈地方自治関係実例集』株式会社ぎょうせい・平成5年・839頁）。なお，納入通知及び督促は，文書が到達した場合に時効が更新又は中断する（地方自治法第236条第4項）。

　また，債務者が債務承認書を差し入れた場合や債務者による一部納付があった場合には，債務の承認に該当し，時効が更新又は中断する（民法第152条，旧民法147条3号）。したがって，分割納付時に債務承認書及び分納誓約書を徴取することは，消滅時効の更新（中断）事由である承認に該当する。債権回収・整理マニュアルにおいては，口頭による承認は証拠力を欠くことから，債務承認の際には，大阪府が定める債務承認書及び分納誓約書の様式に倣って，債務を承認する文言の入った書面に債務者の署名及び押印を求めるよう要請されている。

**６　債権回収・整理計画**

条例第3条1項の定めにより，知事は，毎年度，債権の回収及び整理に関する目標を定めた計画，すなわち，債権回収・整理計画を策定しなければならない。

知事は，債権回収・整理計画を策定したときはこれを公表しなければならず（条例第3条2項），進捗状況についても公表しなければならない（条例第5条）。

また，知事は，債権回収・整理に関する目標を達成するため，法令，条例及び規則の定めるところに従い，債務者の資力の状況その他の事情に応じた適切な措置を講じなければならないものとされている（条例第4条）。

　実際の債権回収・整理計画の作成は，大阪府債権の回収及び整理に関する条例施行規則（以下，「施行規則」という。）第2条1項により，債権管理者（知事又は財務規則第3条の規定により債権の管理に関する事務を委任された者）が行う。毎年，取りまとめ担当課の依頼により各室課が債権回収・整理計画を作成し，各室課の作成した計画は取りまとめ担当課に提出される。最終的には，各部局等が所管する債権につき，強制徴収公債権・非強制徴収公債権・貸付金たる私債権・貸付金以外の私債権の４区分ごとに，目標処理額・処理件数や実際の処理額・処理件数などが集計される。

各年度に策定される計画の対象期間は，毎年6月1日から翌年5月31日までとされており（施行規則第2条1項），通例，8月中旬に当該年度の計画が公表され，翌年1月下旬に中間公表，8月中旬に結果公表が行われる。

＜債権回収・整理計画策定の流れ＞



（債権回収・整理マニュアルより引用）

　債権回収・整理計画は，部局ごとの総括票と各所管室課等の作成する個票により構成される。

計画への記載事項は大きく分けて，①滞納繰越債権の目標達成状況，②対応状況の内訳，③目標達成状況を踏まえた今後の取組みの3項目となっている。各個票に係る債権は「回収対象債権」と「整理対象債権」に分類され，それぞれについて当該計画の対象期間の目標処理額・目標処理件数や，実際に達成された処理額・処理件数が記入される。回収対象債権とは，債権の保全又は取立てをすべき債権をいい，具体的には，催告の継続，訴訟手続及び強制執行手続きなどの回収対応を予定している債権がここに分類される。整理対象債権とは，債権の内容の変更又は消滅すべき債権をいい，具体的には，徴収停止，債権の放棄など，最終的に不納欠損の処理を予定する債権がここに分類される。

大阪府においては，「債権回収・整理計画の作成について」という名称の作成要領が策定されており，財務部長は各部局等に対し，同要領に基づいて当該年度の債権回収・整理計画を作成するよう要請している。「債権回収・整理計画の作成について」においては，回収対象債権・整理対象債権への分類基準や目標処理額の設定の仕方など，債権回収・整理計画上の各記載欄についての具体的な記入方法や記入に当たっての考え方について，指針が示されている。

＜回収対象債権・整理対象債権の区分＞



（債権回収・整理マニュアルより引用。「債権回収・整理計画の作成について」にも，同内容の図が掲載されている。）

**第４　新公会計制度による情報開示**

**１　財務諸表の作成基準**

大阪府は，大阪府財政運営基本条例に基づき，府政の透明性を確保する観点から，これまでの官庁会計による単式決算に関する書類に加え，新公会計制度による複式簿記・発生主義に基づく財務諸表を作成し，公表している。この財務諸表の作成にあたっては，以下の基準及び細則が定められている。

大阪府では，新公会計制度により作成される財務諸表及びその他の情報を用いて，従来の官庁会計では見えにくい資産・負債の情報や精緻なコスト情報を提供することにより，市民，議会，投資家に対する説明責任（アカウンタビリティ）の達成や，事業の見直し，改善行動に有益な財務情報を提供することにより，マネジメントの強化を目指している。

＜財務諸表作成に係る会計基準一覧＞

|  |  |
| --- | --- |
| 会計基準名称 | 内容 |
| 大阪府財務諸表作成基準 | 財務諸表作成に当たり，その基準となる事項を定めたもの |
| 細則名称 | 内容 |
| 評価性引当金取扱要領 | 不納欠損引当金及び貸倒引当金の算定に関する必要な事項を定めたもの |
| 負債性引当金取扱要領 | 賞与等引当金及び退職手当引当金の算定に関する必要な事項を定めたもの |
| 出資金の減額に関する取扱要領 | 法人等出資金の減額の算定に関する必要な事項を定めたもの |
| 減損処理取扱要領 | 固定資産の過大な帳簿価額の適正な金額への減額及び業務運営状況を明らかにするために必要な事項を定めたもの |
| 棚卸資産（販売用不動産）に関する実務指針 | 棚卸資産の取得価額や評価等の取扱いに関して必要な事項を定めたもの |
| 大阪府公有財産台帳等処理要領 | 公有財産台帳の管理及び公有財産に関係する複式情報を含む情報を把握するために必要な事項を定めたもの |
| 物品調達システム取扱要領 | 重要物品を含む物品の管理，出納及び処分に関する本システムの処理に必要な事項を定めたもの |
| 建設仮勘定取扱要領 | 建設途中又は製作途中における償却資産や事業用資産又はインフラ資産等への振替える際に必要な事項を定めたもの |
| 開始貸借対照表作成要領 | 新公会計制度導入時における貸借対照表作成に当たり，作成基準の規定によらない事項等を定めたもの |

（大阪府ホームページより作成）

大阪府財務諸表作成基準によると，歳入の調定額から収入済額及び不納欠損額を控除した未収金は，税未収金とその他の未収金に分けて財務諸表に計上される。また，これらについて，不納欠損見込額が不納欠損引当金として計上される。なお，不納欠損見込額は，個々の債権の状況に応じた，合理的な算定方法により算定する金額を計上することとされている。

大阪府の有する貸付金は，翌会計年度に償還期限が到来するものを短期貸付金，それ以外を長期貸付金として財務諸表に計上される。これらについても回収不能見込額が貸倒引当金として計上され，その回収不能見込額は，個々の債権の状況に応じた，合理的な算定方法により算定することとされている。

不納欠損引当金及び貸倒引当金の算定方法については，評価性引当金取扱要領において，その詳細が定められている。

**２　評価性引当金取扱要領**

評価性引当金取扱要領では，大阪府財務諸表作成基準に規定する不納欠損引当金及び貸倒引当金（以下，これらを「引当金」という。）についての取扱いに関し必要な事項が定められている。このなかで，以下に記載のとおり，同要領の第5条で引当金計上額の具体的な算定方法が規定されている。

＜評価性引当金取扱要領　第5条＞

（要引当金額の算定）

第５条 要引当金額は，債務者の財政状態又は経営状態等に応じて，個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権の分類 | 分類の定義 | 要引当金額の算定方法 |
| 一般債権 | 財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権 | 過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。 |
| 貸倒等懸念債権 | 破産又は経営破綻等の状態には至っていないが，債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権 | 債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について，債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。 |
| 破産・更生債権 | 破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権 | 債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。 |

２ 貸倒等懸念債権に該当する債権は，当該債務者が債務の弁済の免除を申し出ている場合，又は債務の弁済が概ね１年以上延滞している場合など，債務を条件どおりに弁済できない可能性が高いと判断されるものをいう。

３ 一般債権における過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績に基づく要引当金額の算定は，同種の債権ごとに，次の方式により算定する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不納欠損引当金又は貸倒引当金の要引当金額＝当該会計年度の収入未済額又は貸付金残高×不納欠損・貸倒実績率　※円未満切り上げ 不納欠損・貸倒実績率

|  |  |
| --- | --- |
| ＝ | 過去３か年度の不納欠損額及び貸付金償還免除額の合計額 |
| 過去３か年度の不納欠損額，貸付金償還免除額，収入未済額及び貸付金残高の合計額 |

※小数点以下第５位を切り上げ |

４ 貸倒等懸念債権の要引当金額について，見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は，債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。

５ 修学のための資金を貸け付ける貸付金について，当該貸付金の施策目的の達成を理由に債務者に対し当該貸付金の債務の返済を免除する金額は，要引当金額の算定において考慮しないこととする。

（大阪府提供資料より抜粋）

大阪府では，当該規定に従って引当金の計上を行うため，各債権の所管課において，「評価性引当金（不納欠損，貸倒）報告書」及び「一般債権にかかる評価性引当金（不納欠損，貸倒）算出表」を作成し，個々の債権の状況に応じた引当金計上額の算定を行っている。

**第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）**

**第１　全般的事項に係る監査の結果及び意見**

**１　債権回収・整理計画の適切な作成**

**【意見1】適切な債権の分類**

　大阪府は，全庁的な対応として，債権回収・整理計画やその目標達成状況（進捗状況）を作成するにあたっては，回収可能性等に鑑み，「【作成手順】債権回収・整理計画の作成について」（以下，「作成手順」という。）の分類に従い，適切に回収対象債権と整理対象債権を分類すべきである。

＜債権回収・整理計画における債権の分類に関して意見を述べた債権＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所管部局 | 債権の名称 | 債務者の状況（概要） |
| 総務部 | 委託物品契約の解除に係る違約金 | 営業実態が無く再開の見込みなし |
| 総務部 | 平成22年6月1日付で締結し，平成27年4月30日に解約された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権 | 債務整理を検討するという代理人弁護士名の報告書が発出 |
| 福祉部 | 大阪府高齢者住宅整備資金貸付金 | 相当な期間回収未了 |
| 福祉部 | 健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分 | 相当な期間回収未了 |
| 福祉部 | 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金 | 連絡が取れない |
| 福祉部 | 障がい者自立センター支援費自己負担金 | 生活保護受給 |
| 福祉部 | 重度障がい者特例支援給付金返還金 | 属性からして債権回収が困難 |
| 環境農林水産部 | 柑橘母樹園損害賠償金 | 目ぼしい財産の存在窺われず |
| 環境農林水産部 | 柑橘母樹園代執行弁償金 | 目ぼしい財産の存在窺われず |

（監査人による集計）

**【意見2】適切な目標の設定**

　大阪府は，全庁的な対応として，個々の債権の実態に即して，債権回収・整理計画の目標（処理額及び処理件数）を設定すべきである。

＜債権回収・整理計画における目標の設定に関して意見を述べた債権＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所管部局 | 債権の名称 | 指摘内容（概要） |
| 福祉部 | 大阪府介護福祉士等修学資金貸付金 | 前年度の実績に一定件数及びその金額を機械的に上乗せ |
| 福祉部 | 重度障がい者特例支援給付金返還金 | 分割納付の誓約を取り付けている債権のみを目標回収額に計上し，それ以外の債権について回収可能性の有無及び程度にかかわらず一律に目標回収額に計上せず |
| 都市整備部 | 土砂崩落対策事務管理費求償権 | 公債権に優先的に充当される場合において，公債権について完納されるまで相当な期間を要すると思われるにもかかわらず，そのことを考慮せずに私債権について回収目標を設定 |

（監査人による集計）

　そこで，大阪府は，全庁的な対応として，個々の債権の実態に即して，債権回収・整理計画の目標（処理額及び処理件数）を設定すべきである。

　なお，目標の設定にあたっては回収可能性の把握が必要であるから，債務者の収支や財産状況を出来る限り把握するべきである。

**２　遅延損害金（延滞利息等の名称によるものを含む）**

**【監査の結果1】遅延損害金の適時の調定に向けた全庁的な取り組み**

大阪府は，各私債権に係る遅延損害金について，適時に調定し，債務者に対して請求する運用を定着させるべく，全庁的な取り組みを行うべきである。

＜遅延損害金について意見等を述べた債権＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所管部局 | 債権の名称 | 意見等の趣旨 |
| 政策企画部 | 青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金 | 元本との関係でいずれを優先回収するかの整理 |
| 総務部 | 小売物価統計調査　不適切な調査に係る返還金 | 元本との関係でいずれを優先回収するかの整理 |
| 総務部 | 退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息 | 法的性質の整理 |
| 福祉部 | 大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金 | 調定・請求 |
| 福祉部 | 補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金 | 調定・債権管理 |
| 福祉部 | 重度障がい者特例支援給付金返還金 | 調定・請求 |
| 福祉部 | 大阪府民生安定資金貸付金 | 調定・請求 |
| 福祉部 | 障がい者扶養共済制度掛金 | 調定・請求 |
| 福祉部 | 障がい者自立センター支援費自己負担金 | 調定・請求 |
| 福祉部 | 障がい者自立センター光熱水費等自己負担金 | 調定・請求 |
| 住宅まちづくり部 | 府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権 | 調定・請求 |
| 住宅まちづくり部 | 仮住居使用料請求権 | 調定・請求 |
| 住宅まちづくり部 | 仮住居借上費入居者負担金請求権 | 調定・請求 |
| 教育庁 | 高等学校等修学資金奨励費貸付金 | 調定・請求 |

（監査人による集計）

**【意見3】少額の債権について柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討**

大阪府は，遅延損害金を含む少額の私債権について，柔軟な処理を可能とする運用について，全庁的な統一ルールの策定を検討すべきである。

**【意見4】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化**

　大阪府は，履行遅滞が生じている債権について，債権回収における元本優先合意のあり方を含め，民法や地方自治法に照らし，遅延損害金に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化するべきである。

**３　評価性引当金取扱要領の運用について**

**【意見5】評価性引当金取扱要領に則った評価性引当金計上の徹底**

大阪府は，例外的な状況においても可能な限り債権区分の考え方を示すとともに，各所管部局において，評価性引当金取扱要領が適切に運用されるよう，周知徹底すべきである。

＜評価性引当金に関連して意見を述べた債権＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所管部局 | 債権の名称 | 監査の結果又は意見の対象 |
| 政策企画部 | 災害援護資金貸付金 | 引当金算定方法の見直し |
| 総務部 | 咲洲庁舎の貸付契約に係る債権 | 債権の分類の見直し |
| 福祉部 | 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金 | 債権の分類の見直し |
| 福祉部 | 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金 | 債権毎の評価性引当金報告書の作成 |
| 福祉部 | 健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分 | 債権の分類の見直し |
| 福祉部 | 重度障がい者特例支援給付金返還金 | 債権の分類の見直し |
| 都市整備部 | 道路事業弁償金 | 引当金算定方法の見直し |
| 都市整備部 | 不当利得返還請求債権 | 債権の分類の見直し |
| 都市整備部 | 倒壊建物撤去費用立替金 | 引当金算定方法の誤り |
| 財務部 | 土地貸付料 | 引当金算定方法の見直し |
| 財務部 | 違約金及び延納利息 | 引当金算定方法の見直し |
| 財務部 | 民事執行費用等 | 引当金算定方法の見直し |
| 住宅まちづくり部 | 府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権 | 債権の分類の見直し |
| 住宅まちづくり部 | 府営住宅退去時補修個人負担金請求権 | 債権の分類の見直し |
| 住宅まちづくり部 | 汚水処理施設利用費請求権 | 引当金算定方法の誤り |
| 住宅まちづくり部 | 大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権 | 債権の分類の見直し |
| 教育庁 | 業者使用光熱水費 | 債権の分類の見直し |
| 教育庁 | 高等学校等修学資金奨励費貸付金 | 債権の分類の見直し |
| 教育庁 | 大阪府大学修学奨学金貸付金 | 債権の分類の取扱いの統一 |

（監査人による集計）

**第２　政策企画部****の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　災害援護資金貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府内の市町村が被災者に対して貸し付けを行うための資金を大阪府が当該市町村に貸し付けるもの |
| 根拠となる要綱等 | 災害弔慰金の支給等に関する法律等 |
| 所管部署 | 政策企画部危機管理室防災企画課 |
| 債務者 | 大阪府内2市 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(千円) | 180　 | - |
| 貸付金額の状況 | 貸付残高R1.3.31 | 令和元年度 | 貸付残高R2.3.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 56,529 | 180　 | 180 | 0 | 56,349 |
| 件数(件) | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

　　※　評価性引当金計上額は，債権全体額に対してではなく，未収金に対するものである（原則として以下同じ）。

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見6】評価性引当金報告書における適切な金額の貸倒引当金の計上**

大阪府は，災害援護資金貸付金のうち豊中市に係る部分につき，評価性引当金報告書において，豊中市からの回収可能性を踏まえ，適切な金額の貸倒引当金を計上すべきである。

**２****青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府立青少年海洋センターファミリー棟の指定管理者が支払うべき納付金 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府立青少年海洋センターファミリー棟管理運営業務基本協定書 |
| 所管部署 | 政策企画部青少年・地域安全室青少年課 |
| 債務者 | 法人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 1,000 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(千円) | 1,000 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 5,034 | 0 | 1,000 | 0 | 4,034 |
| 件数(件) | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見7】納付金支払義務の有無及び範囲の明確化**

大阪府は，青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金について，当初想定していた指定管理の期間の途中で指定が取り消された場合における指定管理者の納付金の支払義務の有無及びその範囲を明確にすべきである。

**【意見8】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化**

大阪府は，履行遅滞が生じている青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金につき，遅延損害金の回収の優先順位に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化した上で，それに沿って適切に処理すべきである。

**第３　総務部の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　小売物価統計調査　不適切な調査に係る返還金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 統計調査において，不適切な方法により調査を行った調査員に対し，債務不履行による損害賠償を請求するもの |
| 根拠となる要綱等 | 改正前民法415条 |
| 所管部署 | 総務部統計課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | - | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | - | 357 | 207 | 0 | 150 |
| 件数(件) | - | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見9】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化**

　大阪府は，履行遅滞が生じている小売物価統計調査　不適切な調査に係る返還金につき，遅延損害金の回収の優先順位に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化した上で，それに沿って適切に処理すべきである。

**２　委託物品契約の解除に係る違約金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 事務用品の売買契約につき一部履行後に履行が不能となったため，当該契約を解除し，違約金を請求するもの |
| 根拠となる要綱等 | 単価契約書 |
| 所管部署 | 総務部契約局総務委託物品課 |
| 債務者 | 法人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 24 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 0 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 87 | 0 | 0 | 0 | 87 |
| 件数(件) | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 評価性引当金計上額(円) | 43,552（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果2】遅延損害金の発生につき誤解が生じないような債務承認及び分納誓約書の取得**

　大阪府は，委託物品契約の解除に係る違約金債権について，債務承認及び分納誓約書を徴取する場合には，債権回収・整理マニュアルに沿った対応を徹底し，遅延損害金が発生することを明確にし，債務者に誤解が生じないようにすべきである。

**【意見10】債権回収・整理計画における適切な債権の分類**

大阪府は，債権回収・整理計画において，委託物品契約の解除に係る違約金債権を，回収対象債権ではなく整理対象債権に分類すべきである。

**３　退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 退職手当の返納が遅滞したことにより発生した延滞金及び延納利息 |
| 根拠となる要綱等 | 職員の退職手当に関する条例，改正前民法404条及び同419条 |
| 所管部署 | 総務部人事局企画厚生課 |
| 債務者 | 個人（退職者A相続人） |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 0 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 0 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 20,715 | 0 | 0 | 0 | 20,715 |
| 件数(件) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 10,357（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見11】退職手当返納金債権の履行遅滞により発生する債権の法的性質の整理**

大阪府は，退職手当返納金債権の遅滞により発生する債権の有無及び内容に関する法的根拠を整理し，その検討結果を踏まえた対応を実施すべきである。

**【意見12】未収債権の回収可能性についての調査及び対応**

大阪府は，退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息について，債務者の財産や収支の状況について不断に調査し，可能な限り回収可能性を把握した上で，回収可能性の有無等に応じ，法的措置等の具体的措置をとるべきである。

**【意見13】債権回収・整理計画の適切な作成**

大阪府は，退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息に係る債権回収・整理計画を，当該債権に関する実態を踏まえ，適切な内容とすべきである。

**４　咲洲庁舎の貸付契約に係る債権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府が所有する建物（咲洲庁舎）の賃料債権等 |
| 根拠となる要綱等 | 府有財産貸付契約等 |
| 所管部署 | 総務部庁舎室庁舎管理課 |
| 債務者 | 法人及び個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 408 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(千円) | 20 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 15,732 | 0 | 20 | 0 | 15,712 |
| 件数(件) | 50 | 0 | 2 | 0 | 50 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果3】評価性引当金報告書における適切な債権の分類**

大阪府は，評価性引当金報告書における，平成22年6月1日付で締結し，平成27年4月30日に解約された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権の分類を，一般債権ではなく破産・更生債権とすべきである。

**【監査の結果4】より多額の回収の機会を失わないための措置**

　大阪府は，平成22年6月1日付で締結し，平成23年6月14日に解除された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権について，債権回収・整理マニュアルに沿った対応を徹底するとともに，債務者からできる限り多くの金額を回収する機会を失わないよう，債務者の資力の調査，履行約束の書面化及び遅滞時の対応を怠らないようにすべきである。

**【意見14】債権回収・整理計画における適切な債権の分類**

大阪府は，債権回収・整理計画において，平成22年6月1日付で締結し，平成27年4月30日に解約された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権を，回収対象債権ではなく整理対象債権に分類することを検討すべきである。

**【意見15】債務者の収支，財産状況の適切な把握及び分割納付額の適切な設定**

大阪府は，平成22年6月1日付で締結し，平成23年6月14日に解除された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権に関し，債務者の収支や財産の状況を，不断に，資料をもって適切に把握し，適切な分割納付額を設定すべきである。

**第４　財務部の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　土地貸付料**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 府有地の貸付により発生した貸付料の収入未済額 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 財務部財産活用課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 845 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(千円) | 2,149 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 5,978 | 215 | 2,149 | 0 | 4,045 |
| 件数(件) | 97 | 4 | 32 | 0 | 69 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 4,045（令和元年度末） |

**(2)　私債権の内容の説明**

大阪府が保有し財務部が所管する府有地について，その一部を住宅用地として貸し付けている。これによる貸付料の一部が収入未済となり，令和元年度末時点で，個人3名に対し，総額404万5000円の債権を有している。なお，大阪府は債務者が生活困窮かつ高齢等であることから，貸倒等懸念債権に分類した上で，その債権の全額に対して評価性引当金を計上している。

**(3)　監査の結果及び意見**

**【意見16】評価性引当金の算定方法の見直し**

大阪府は，財務部所管の土地貸付料に係る収入未済額ついて，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。

**２　違約金及び延納利息**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 「１土地貸付料」に記載した債権に対する遅延損害金 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 財務部財産活用課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 443 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(千円) | 1,537 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 5,292 | 258　 | 1,537 | 0 | 4,014 |
| 件数(件) | 236 | 5　 | 50 | 0 | 191 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 3,647（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見17】評価性引当金の算定方法の見直し**

大阪府は，財務部所管の土地貸付料の収入未済額に係る違約金及び延納利息について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。

**【意見18】生活困窮者に対する遅延損害金回収の再検証**

大阪府は，財務部所管の土地貸付料の収入未済額に係る違約金及び延納利息について，生活困窮の状況にある債務者に対して，その返済原資が生活保護費である場合には，引き続き分納を求めることが妥当であるのか慎重に検証すべきである。

**３　民事執行費用等**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 民事執行に要した費用や府有地上に残置された家屋を債務者と合意の上，大阪府が撤去した際の撤去費用が収入未済となった債権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 財務部財産活用課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 0 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(千円) | 　※　0 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 2,200　 | 1,692　 | 34　 | 0 | 3,858　 |
| 件数(件) | 7 | 4　 | 0　 | 0 | 11 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 3,858（令和元年度末） |

　　 ※　令和元年度に34千円の収入があるが，令和元年度調定額の収入であり，令和元年度期初に作成された債権回収整理計画に対する実績処理額はゼロである。

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見19】評価性引当金の算定方法の見直し**

大阪府は，民事執行費用等について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。

**【意見20】生活困窮者に対する債権回収の再検証**

大阪府は，民事執行費用等について，生活困窮の状況にある債務者に対して，その返済原資が生活保護費である場合には，引き続き分納を求めることが妥当であるのか慎重に検証すべきである。

**第５　公益財団法人大阪観光局の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　元職員に対する損害賠償債権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪観光局（前身含む。以下同じ。）の元職員である債務者が，大阪観光局の預貯金を横領したことによる損害賠償請求権 |
| 根拠となる要綱等 | 民法709条 |
| 法人（所管部署） | 大阪観光局（府民文化部） |
| 債務者 | 元職員 |
| 令和元年度 | 目標回収額(円) | ‐ |
| 実績回収額(千円) | 600 |
| 債権の状況 | 債権残高H31.4.1 | 令和元年度 | 債権残高R2.3.31 |
| 回収 | 損失処理 |
|  | 金額(千円) | 19,332 | 600 | 0 | 　18,732 |
| 件数(件) | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 貸倒引当金計上額(千円) | 18,732（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果5】債務者の支払能力の把握**

大阪観光局は，平成18年9月1日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，少なくとも1年に1回，債務者の支払能力を把握し，分割支払額の増額ができないか検討すべきである。

**【意見21】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化**

大阪観光局は，平成18年9月1日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，期限の利益が喪失した場合においても契約とは異なり一括弁済を求めないこととした検討過程及び決定事項を記録すべきである。

**【意見22】貸倒引当金額の適切な算定**

　大阪観光局は，平成18年9月1日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権に係る貸倒引当金について，債権の回収可能性を検討して適切に算定すべきである。

**２　元職員に対する損害賠償債権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪観光局の元職員である債務者が，大阪観光局の預貯金を横領したことによる損害賠償請求権 |
| 根拠となる要綱等 | 民法709条 |
| 法人（所管部署） | 大阪観光局（府民文化部） |
| 債務者 | 元職員 |
| 令和元年度 | 目標回収額(円) | ‐ |
| 実績回収額(円) | 0 |
| 債権の状況 | 債権残高H31.4.1 | 令和元年度 | 債権残高R2.3.31 |
| 回収 | 損失処理 |
|  | 金額(千円) | 49,280 | 0 | 0 | 　49,280 |
| 件数(件) | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 貸倒引当金計上額(千円) | 49,280（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果6】債務者の支払能力の把握**

大阪観光局は，平成20年8月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，少なくとも1年に1回，債務者の支払能力を把握し，分割支払額の増額ができないか検討すべきである。

**【意見23】支払が滞っている債務者に対する速やかな対応**

　大阪観光局は，平成20年8月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について支払が滞っているところ，債務者に対し，督促や財産調査等，債権回収に係る措置を速やかに講じるべきである。

**【意見24】消滅時効期間についての慎重な取扱い**

　大阪観光局は，平成20年8月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権をはじめ，その有する債権の消滅時効期間を，慎重に検討すべきである。

**【意見25】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化**

大阪観光局は，平成20年8月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，期限の利益が喪失した場合においても契約とは異なり一括弁済を求めないこととした検討過程及び決定事項を記録すべきである。

**第６　公立大学法人大阪の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　獣医臨床センター診療報酬債権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府立大学が運営する獣医臨床センターの診療報酬債権 |
| 根拠となる要綱等 | 診療契約 |
| 法人（所管部署） | 公立大学法人大阪（府民文化部） |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標回収額(円) | ‐ |
| 実績回収額(円) | 0 |
| 債権の状況 | 債権残高H31.4.1 | 令和元年度 | 債権残高R2.3.31 |
| 回収 | 損失処理 |
|  | 金額(千円) | 888 | 0 | 0 | 2,475　 |
| 件数(件) | 17 | 0 | 0 | 27 |
| 貸倒引当金計上額(円) | 739,000（令和元年度末） |

　　※　数値は，現金やクレジットカード等で遅滞なく回収したもの等を除いたものである。

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見26】債権の状況に応じた適切かつ速やかな処理**

大学法人は，獣医臨床センターの診療報酬債権について，債権の状況に鑑み，郵便督促以外の具体的請求措置や債権放棄を検討し，速やかに処理すべきである。

**２****光熱水費の未収債権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府立大学植物工場研究センター実証研究事業のうち「コケ実証栽培研究」の実施に係る債務者が負担すべき光熱水費の債権 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府立大学植物工場研究センター実証研究事業実施契約書 |
| 法人（所管部署） | 公立大学法人大阪（府民文化部） |
| 債務者 | 株式会社 |
| 令和元年度 | 目標回収額(円) | ‐ |
| 実績回収額(円) | 0 |
| 債権の状況 | 債権残高H31.4.1 | 令和元年度 | 債権残高R2.3.31 |
| 回収 | 損失処理 |
|  | 金額(千円) | 　4,528 | 0 | 0 | 　4,528 |
| 件数(件) | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 貸倒引当金計上額(千円) | 4,528（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果7】債権回収に向けた具体的対応及び消滅時効完成の阻止**

大学法人は，消滅時効が完成する前に，債務者の収支や財産等を調査して回収可能性を把握し，かつ，回収すべき債権であると判断した場合には消滅時効の完成を阻止すべきである。

**第７　福祉部の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | ボランティア活動団体が地域福祉活動を行うための助成金を支給したが（最大20万円），活動実績が助成額に満たないため返還の必要が生じたもの。 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱 |
| 所管部署 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |
| 債務者 | 団体 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 239,750 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 0 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 　239,750 | 0　 | 0 | 0 | 　239,750 |
| 件数(件) | 2 | 0　 | 0 | 0 | 2 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果8】分割返済の受入れ**

大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，債務者から返還の申出がなされたときは，たとえその額がわずかであり，また返済計画が大阪府として承認できない内容のものであったとしても，申出に係る額の返還を受け入れるべきである。

**【意見27】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理**

大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，回収が見込めないと判断したときは，適時に，当該返還金を整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

**【監査の結果9】評価性引当金の分類の見直し**

大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類し，適正に引当金を計上すべきである。

**【意見28】助成金支出の相手方の審査**

大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金に関し，助成金を支出する相手方が交付要綱に定める団体の要件を満たし，制度を十分に理解しているか慎重に判断すべきである。また，法人格のない団体に対し助成金を支給する場合，どのような要件を備えた場合に助成金を支給するのかあらかじめ十分に検討すべきである。

**２　大阪府介護福祉士等修学資金貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 質の高い介護福祉士等の養成確保を図るため，介護福祉士・社会福祉士の資格取得を目指し，養成施設等に在学している学生への貸付を実施するもの。 |
| 根拠となる要綱等 | 介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱（国）大阪府介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱 |
| 所管部署 | 福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 249,035 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 191,235 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 1,528,685　 | 0　 | 191,235 | 0 | 1,337,450　 |
| 件数(件) | 115 | 0　 | 17 | 0 | 98 |
| 評価性引当金計上額(円) | 503,265（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見29】債権回収・整理計画における目標処理額の設定**

大阪府は，大阪府介護福祉士等修学資金貸付金に関する債権回収・整理計画における回収目標処理額を定めるにあたっては，各債権の個別具体的な検討内容を踏まえて算出すべきである。

**３　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 高齢者と家族との間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的とした高齢者の住環境の改善に要する資金を貸し付けるもの。 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則実施要領 |
| 所管部署 | 福祉部高齢介護室介護支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 500,000 | 整理対象債権 | 741,452 |
| 実績処理額(円) | 513,436 | 0 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 14,514　 | 0　 | 513 | 0 | 14,001 |
| 件数(件) | 24 | 0　 | 1 | 0 | 23 |
| 評価性引当金計上額(円) | 4,200,803（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見30】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理**

大阪府は，大阪府高齢者住宅整備資金貸付金に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し，速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

**４　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金に係る違約金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 前記「大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金」に関して償還期日までに貸付金を償還しなかった場合等の違約金 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則 |
| 所管部署 | 福祉部高齢介護室介護支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | 100,000 |
| 実績処理額(円) | 9,109 | 36,088 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 441,325 | 0　 | 9,109 | 36,088 | 396,128　 |
| 件数(件) | 109 | 0　 | 2 | 1 | 106 |
| 評価性引当金計上額(円) | 396,128（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果10】違約金の調定・請求**

大阪府は，大阪府高齢者住宅整備資金貸付金について，適時に違約金を調定の上，違約金を請求すべきである。

**【意見31】違約金を請求しないとする貸付規則の当否**

大阪府は，大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則のように，少額の違約金を請求しないとする規定が現に存し，あるいはこれから定める場合，その規定を設けることの当否を検討すべきである。

**５　補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 特別養護老人ホームの整備にあたり，平成8年度及び平成9年度に補助。その後，不正受給が発覚し，平成15年度の補助金交付決定の一部取消に伴う返還命令によるもの。 |
| 根拠となる要綱等 | 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱（国） |
| 所管部署 | 福祉部高齢介護室介護事業者課 |
| 債務者 | 社会福祉法人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 1,200 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(千円) | 1,200 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 100,074 | 0　 | 1,200 | 0 | 98,874 |
| 件数(件) | 1 | 0　 | 0 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果11】加算金及び延滞金の徴収及び債権管理**

大阪府は，補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金に関する加算金及び延滞金について，速やかに調定の上徴収に務め，適切に債権管理を実施すべきである。

**【意見32】抵当権の設定を含めたさらなる回収努力**

大阪府は，補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金について，抵当権設定を強く求めるなどの方策を含め，さらなる回収の方策を取るべきである。

**６　大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | ひとり親家庭の経済的自立を図るために必要な資金（子の進学，親自身の技能習得や転宅等）を貸し付けるもの。 |
| 根拠となる要綱等 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令大阪府母子福祉資金，父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付マニュアル |
| 所管部署 | 福祉部子ども室家庭支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 48,310,956 | 整理対象債権 | 5,657,223 |
| 実績処理額(円) | 58,837,476 | 6,263,890 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 303,590 | 0　 | 58,837 | 6.264 | 238,489 |
| 件数(件) | 45,767 | 0　 | 12,125 | 570 | 33,072 |
| 評価性引当金計上額(円) | 107,326,629（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見33】回収等業務委託の委託業務の在り方の検討**

大阪府は，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について，その未収金回収等業務を民間事業者に委託するにあたっては，効率的・効果的かつ経済的な回収実施の観点からその業務内容の在り方をさらに検討すべきである。

**【意見34】回収等業務委託の委託業務の業者選定方法の検討**

大阪府は，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について，その未収金回収等業務を民間事業者に委託するにあたっては，業者選定の方法として，一般競争入札の方法による以外に，公募型プロポーザル方式や総合評価型一般競争入札等の方式によることを検討すべきである。

**７　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 交通事故被災世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした貸付金 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付要綱 |
| 所管部署 | 福祉部子ども室家庭支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | 3,085,000 |
| 実績処理額(円) | - | 4,369,000 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 7,994,000 | 0　 | 0 | 4,369,000 | 3,625,000　 |
| 件数(件) | 66 | 0　 | 0 | 34 | 32 |
| 評価性引当金計上額(円) | 4,002,673（令和元年度末）※ |

　　※　延滞利子を含む。

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見35】速やかな整理**

大阪府は，大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金について，調査を簡略化することなどを含め，速やかに不納欠損処理等の整理を完了すべきである。

**【意見36】貸付金と延滞利息を分けた評価性引当金報告書の作成**

大阪府は，大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金について，貸付金元本と延滞利子のそれぞれについて評価性引当金報告書を作成すべきである。

**８　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金延滞利子**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 交通事故被災世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした貸付金に関する延滞利子 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付要綱 |
| 所管部署 | 福祉部子ども室家庭支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | 1,590 |
| 実績処理額(円) | - | 103,058 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 480,731 | 0　 | 0 | 103,058 | 377,673　 |
| 件数(件) | 31 | 0　 | 0 | 12 | 19 |
| 評価性引当金計上額(円) | 4,002,673（令和元年度末）※ |

　　※　貸付金元本を含む。

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見37】速やかな整理**

大阪府は，大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金延滞利子について，調査を簡略化することなどを含め，速やかに不納欠損処理等の整理を完了すべきである。

**９　健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 退職した非常勤職員の健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分について，最終月分が未納となっているもの（国に立替払い済）。 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 福祉部子ども室子育て支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 36,429 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 0 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 36,429　 | 0　 | 0 | 0 | 36,429　 |
| 件数(件) | 1 | 0　 | 0 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見38】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定**

大阪府は，健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，回収が見込めない債権であると判断されたときは適時に整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

**【監査の結果12】評価性引当金報告書における分類の見直し**

大阪府は，健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分について，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類し，適正に引当金を計上すべきである。

**１０　重度障がい者特例支援給付金返還金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 重度障がい者特例支援給付金を支給後に，受給資格が無かったことが判明し，返還を求めているもの。 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府重度障害者特例支援給付金の支給に関する規則 |
| 所管部署 | 福祉部障がい福祉室地域生活支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 276,000 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 226,000 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 6,389,000　 | 0　 | 226,000 | 0 | 6,163,000　 |
| 件数(件) | 14 | 0　 | 1 | 0 | 13 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果13】遅延損害金の調定・請求**

大阪府は，重度障がい者特例支援給付金返還金について，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。

**【意見39】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定**

大阪府は，重度障がい者特例支援給付金返還金に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，具体的に回収を目指す債権を回収対象債権に区分した上，回収目標額を定めるとともに，回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

**【監査の結果14】評価性引当金の適切な計上**

大阪府は，重度障がい者特例支援給付金返還金に関する評価性引当金報告書において，漫然とその全額を一般債権に計上するのではなく，回収が困難と見込まれる債権については貸倒等懸念債権に分類の上，引当金を計上すべきである。

**１１　大阪府民生安定資金貸付金（身体障がい者生業資金貸付金）**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 生活困窮者に対して独立の生計を営むために貸し付けた資金の償還金 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府民生安定資金貸付規程 |
| 所管部署 | 福祉部障がい福祉室地域生活支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | 123,375 |
| 実績処理額(円) | 85,510 | 199,762 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 4,612,707　 | 0　 | 85,510 | 199,762 | 4,327,435　 |
| 件数(件) | 366 | 0　 | 14 | 19 | 333 |
| 評価性引当金計上額(円) | 29,859（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見40】時効の管理**

大阪府は，大阪府民生安定資金貸付金などの債権について，安易に消滅時効を完成させないよう債権管理を徹底すべきである。

**【監査の結果15】延滞利息の調定**

大阪府は，大阪府民生安定資金貸付金について，適時に延滞利息を調定の上，延滞利息を請求すべきである。

**【意見41】速やかな整理**

大阪府は，大阪府民生安定資金貸付金について，速やかに債権放棄及び不納欠損処理を完了すべきである。

**１２　障がい者扶養共済制度掛金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 障がい者を扶養している保護者が，毎月一定の掛金を納め，保護者の死亡時に障がい者に終身の年金を支給する共済制度 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府障害者扶養共済制度条例大阪府障害者扶養共済制度条例施行規則 |
| 所管部署 | 福祉部障がい福祉室地域生活支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 500,000 | 整理対象債権 | 4,000,000 |
| 実績処理額(円) | 282,450 | 5,979,400 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 97,597　 | 0 | 282 | 5,979 | 91,335 |
| 件数(件) | 20,732 | 0　 | 23 | 1,695 | 19,014 |
| 評価性引当金計上額(円) | 79,557,091（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果16】遅延損害金の調定・請求**

大阪府は，障がい者扶養共済制度掛金について，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。

**【意見42】掛金滞納者に対する適切な対応の実施**

大阪府は，障がい者扶養共済制度掛金を滞納した加入者に対しては，漫然と督促を繰り返すだけでなく，事案に応じて適時に，加入者の地位の喪失や法的手続きによる掛金の請求等の方策を実施すべきである。

**１３　障がい者扶養共済制度年金過払金返還金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府障がい者扶養共済制度に基づき，障がい者に終身の年金を支給していたが，年金受給者の死亡の届出遅れにより過払いが発生したもの。 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府障害者扶養共済制度条例大阪府障害者扶養共済制度条例施行規則 |
| 所管部署 | 福祉部障がい福祉室地域生活支援課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | 60,000 |
| 実績処理額(円) | - | 60,000 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 380,000　 | 0　 | 0 | 60,000 | 320,000　 |
| 件数(件) | 4 | 0　 | 0 | 1 | 3 |
| 評価性引当金計上額(円) | 34,464（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果17】利息の調定・請求**

大阪府は，障がい者扶養共済制度年金過払金について，受益者が過払いの事実を認識していた場合（悪意の場合）には，適時に利息を調定の上，利息を請求すべきである。

**【監査の結果18】消滅時効の起算日の管理**

大阪府は，障がい者扶養共済制度年金過払金について，各過払金の時効の起算点を適切に管理すべきである。

**【監査の結果19】過払金回収に向けた適切な対応の実施**

大阪府は，障がい者扶養共済制度年金過払金について，相続人の調査による相手方の特定を行った上，時効管理を適切に行うことにより安易に消滅時効を完成させることのないよう，過払金回収に向けて具体的な取り組みを実施すべきである。

**１４　障がい者自立センター支援費自己負担金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 障がい者自立センターの利用に係る介護給付費及び訓練等給付費の自己負担金 |
| 根拠となる要綱等 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準 |
| 所管部署 | 福祉部障がい者自立センター |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 75,020 | 整理対象債権 | 149,206 |
| 実績処理額(円) | 37,171 | 149,206 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 356,845 | 0　 | 37,171 | 149,206 | 170,468　 |
| 件数(件) | 20 | 0　 | 2 | 8 | 10 |
| 評価性引当金計上額(円) | 114,577（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見43】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定**

大阪府は，障がい者自立センター支援費自己負担金について，利用契約等において，その負担金の支払いがない場合の遅延損害金の発生等に関する規定を整備するとともに，延滞が生じたときは，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。

**【意見44】回収困難な債権の整理**

大阪府は，障がい者自立センター支援費自己負担金について，回収困難であると判断されるときは，債権回収・整理計画において回収対象債権に位置付けることなく，速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

**１５　障がい者自立センター光熱水費等自己負担金（雑入）**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 障がい者自立センターの利用に係る光熱水費等の自己負担金 |
| 根拠となる要綱等 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準 |
| 所管部署 | 福祉部障がい者自立センター |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 171,120 | 整理対象債権 | 423,300 |
| 実績処理額(円) | 93,190 | 423,300 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 1,007,270 | 0　 | 93,190 | 423,300 | 490,780　 |
| 件数(件) | 24 | 0　 | 5 | 8 | 11 |
| 評価性引当金計上額(円) | 290,116（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見45】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定**

大阪府は，障がい者自立センター光熱水費等自己負担金について，利用契約等において，その負担金の支払いがない場合の遅延損害金の発生等に関する規定を整備するとともに，延滞が生じたときは，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。

**【意見46】債権回収の妥当性の検証**

大阪府は，障がい者自立センター光熱水費等自己負担金について，利用者が生活保護を受給しているときは，債権回収の原資が生活保護費ではないか確認し，そうである場合にはその回収が妥当であるか慎重に検証すべきである。

**第８　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　生活福祉資金貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 低所得者，障がい者又は高齢者に対し，資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより，その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り，安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付金。 |
| 根拠となる要綱等 | 「生活福祉資金の貸付について」（国・平成2年8月14日付厚生省社第398号厚生事務次官通知）ほか |
| 法人（所管部署） | 大阪府社会福祉協議会（福祉部地域福祉推進室地域福祉課） |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 8,610,688,375 |
| 実績回収額(円) | 1,387,849,558 |
| 債権の状況 | 債権残高H31.4.1 | 令和元年度 | 債権残高R2.3.31 |
| 貸付 | 回収 | 損失処理 |
|  | 金額(百万円) | 22,662 | 1,006 | 1,387 | 92 | 22,188　 |
| 件数(件) | 44,111 | 3,329 | 2,117 | 151 | 45,172 |
| 貸倒引当金計上額(円) | 6,309,738,079（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見47】延滞利子の利率に関するホームページ情報の更新**

大阪府社会福祉協議会は，生活福祉資金貸付金に関し，ホームページに掲載された延滞利子の利率に関する記載（年5％）を速やかに民法改正に即した記載（年3％）に改定すべきである。

**２　介護福祉士修学資金等貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とした貸付事業 |
| 根拠となる要綱等 | 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱 |
| 法人（所管部署） | 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課） |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 4,603,218 |
| 実績回収額(円) | 1,077,720 |
| 債権の状況 | 収入未済H31.4.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.3.31 |
| 回収 | 損失処理 |
|  | 金額(千円) | 8,214　 | 1,077 | 0 | 7,137 |
| 件数(件) | 9 | 0 | 　0 | 9 |
| 貸倒引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見48】引当金の計上**

大阪府社会福祉協議会は，介護福祉士修学資金等貸付金について，引当金を計上することを検討すべきである。

**３　保育士修学資金貸付等事業**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 保育人材の確保を図ることを目的とした貸付事業 |
| 根拠となる要綱等 | 保育士修学資金貸付等制度実施要綱（国） |
| 法人（所管部署） | 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（福祉部子ども室子育て支援課） |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 324,996 |
| 実績回収額(円) | 27,083　 |
| 債権の状況 | 収入未済H31.4.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.3.31 |
| 回収 | 損失処理 |
|  | 金額(円) | 595,834　 | 27,083　 | 0 | 568,751 |
| 件数(件) | 1 | 0　 | 0 | 1 |
| 貸倒引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見49】引当金の計上**

大阪府社会福祉協議会は，保育士修学資金等貸付金について，引当金を計上することを検討すべきである。

**４　大阪府身体障害者更生資金特別貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 昭和46年から昭和61年にかけて，20歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者が，事業を営むのに必要な資金を貸し付けた資金の償還金 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府身体障害者更生資金特別貸付制度要綱 |
| 法人（所管部署） | 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（福祉部障がい福祉室地域生活支援課） |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 60,000 |
| 実績回収額(円) | 5,000 |
| 債権の状況 | 債権残高H31.4.1 | 令和元年度 | 債権残高R2.3.31 |
| 回収 | 損失処理 |
|  | 金額(千円) | 47,145 | 5 | 0 | 47,140 |
| 件数(件) | 72 | 0　 | 0 | 72 |
| 貸倒引当金計上額(円) | 47,140,504（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見50】速やかな債権の整理**

大阪府は，大阪府社会福祉協議会に対し，大阪府身体障害者更生資金特別貸付金に関し，法的手続きによる回収や債権放棄などにより速やかに整理を完了するよう指導監督すべきである。

大阪府社会福祉協議会は，大阪府身体障害者更生資金特別貸付金に関し，法的手続きによる回収や債権放棄などにより速やかに整理を完了すべきである。

**第９　環境農林水産部の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　柑橘母樹園損害賠償金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 府有地を不法占有していた債務者に対する使用料相当の損害賠償金 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 環境農林水産部環境農林水産総務課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 56,500 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 0 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 5,645,775 | 0 | 0 | 0 | 5,645,775 |
| 件数(件) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(円) | 5,645,775（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見51】全庁的要領に従った債権回収・整理計画の「対応状況の内訳」欄の記載**

大阪府は，柑橘母樹園損害賠償金に関する債権回収・整理計画において，「債権回収・整理計画の作成について」に定められた記載要領に従って「対応状況の内訳」欄を記載すべきである。

**【意見52】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討**

　大阪府は，柑橘母樹園損害賠償金に関する債権回収・整理計画における債権の種別の分類に際し，当該債務者の納付意思や財産状況等の実態に鑑み，現実の回収可能性の乏しい債権については，適時に整理対象債権への分類に向けた検討を行っていくべきである。

**２　柑橘母樹園代執行弁償金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 木杭等の物件の設置により府有地を不法占有していた債務者に対し，民事執行法に基づく代替執行として当該物件の撤去を行ったことによる代替執行費用の支払いを求めるもの |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 環境農林水産部環境農林水産総務課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 39,738 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 0 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 39,738　 | 0　 | 0 | 0 | 39,738 |
| 件数(件) | 1 | 0　 | 0 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(円) | 39,738（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見53】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討**

　大阪府は，柑橘母樹園代執行弁償金に関する債権回収・整理計画における債権の種別の分類に際し，当該債務者の納付意思や財産状況等の実態に鑑み，現実の回収可能性の乏しい債権については，適時に整理対象債権への分類に向けた検討を行っていくべきである。

**３****経営改善資金等貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 民営化された卸売市場運営会社に対し，同社の経営安定のため不足資金を貸し付けたもの |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 環境農林水産部流通対策室 |
| 債務者 | 法人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 19,200,000 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 17,500,000 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 2,909,292　 | 69,225 | 17,500 | 0 | 2,891,792 |
| 件数(件) | 53 | 4 | 4 | 0 | 49 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 2,965,486（令和元年度末） |

※　「経営改善資金等貸付金」とは，①食肉安定供給事業運営資金貸付金，②食肉安定供給事業運営資金貸付金に係る質入債権の第三債務者に対する債権，③泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金の3件の債権の総称として用いられており，これら3件の債権に係る金額や件数を合算して1件の債権回収・整理計画が作成されている。上記の表中の金額は，債権回収・整理計画に基づき，上記3件の債権に係る金額を合算したものを記載した。

**(2)　食肉安定供給事業運営資金貸付金についての監査の結果及び意見**

**【意見54】適切かつ迅速な方法での債権質権の実行による債権回収の実施**

大阪府は，食肉安定供給事業運営資金貸付金のように，担保権の設定として債権質権を設定した場合において，適切かつ迅速な方法で当該債権質権を実行して債権回収を実施すべきである。

**【意見55】債権管理簿における担保権の現状の適時の反映**

大阪府は，食肉安定供給事業運営資金貸付金の債権管理簿において，担保権の消滅等の現状を適時に反映し，当該時点における担保権の存否に関する状況を正確に把握できる記載をすべきである。

**【意見56】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性の検証**

大阪府は，民営化会社への事業運営資金の貸付について，貸付当時における償還計画や回収可能性に係る判断の合理性及び妥当性を検証すべきである。

**(3)　泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金についての監査の結果及び意見**

**【意見57】****遅延損害金の割合を変更する契約における変更対象の明確化**

大阪府は，泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金の発生原因たる金銭消費貸借契約について締結された変更契約のように，遅延損害金の割合を変更する契約を締結する場合においては，その契約の文言において，変更の対象となる遅延損害金の範囲を明確にすべきである。

**【意見58】財務規則改正後の遅延損害金の割合の適用基準**

大阪府は，泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金のように分割して収入する債権につき，財務規則の改正に合わせて遅延損害金の割合を変更する契約を締結した場合には，財務規則の改正日より前に既に履行期が経過していた部分に対する遅延損害金については，新民法附則の考え方に倣い，改正前の財務規則における遅延損害金率の割合を適用すべきである。

**【意見59】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性の検証**

大阪府は，民営化会社への事業運営資金の貸付について，貸付当時における償還計画や回収可能性に係る判断の合理性及び妥当性を検証すべきである。

**４　大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 不法に土砂を堆積した債務者との合意に基づく土壌汚染分析調査費相当額の求償債権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 環境農林水産部みどり推進室 |
| 債務者 | 法人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 999,000 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 1 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 999,000 | 0　 | 0 | 0 | 999,000 |
| 件数(件) | 1 | 0　 | 0 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(円) | 999,000（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見60】適切な履行確保措置の検討**

　大阪府は，大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費のような法人たる債務者との合意に基づく債権につき，債権を発生させる時点において，適切な履行確保措置を多様な観点から検討すべきである。

**【意見61】法人たる債務者の代表者個人の法的責任に関する検討**

　大阪府は，大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費につき，債務者たる法人の代表者個人の法的責任を追及する余地があるかを検討すべきである。

**５　農林漁業振興資金貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府内同和地区の農林漁業者等を対象に，所得の増大と農林漁業の振興を図ることを目的として創設した貸付制度に基づく貸付金 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府同和地区農林漁業振興資金融通要綱 |
| 所管部署 | 環境農林水産部検査指導課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 450,000 | 整理対象債権 | 0 |
| 実績処理額(円) | 305,000 | 1,089,400 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 8,954,835 | 0　 | 305,000 | 1,089,400 | 7,560,435 |
| 件数(件) | 49 | 0　 | 1 | 7 | 41 |
| 評価性引当金計上額(円) | 3,780,218（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見62】債権発生から長期間が経過した債権の整理に向けた検討**

　大阪府は，農林漁業振興資金貸付金のうち回収対象となっている債権について，債権発生から長期間が経過していること等に鑑み，債務者の資力等から完済までにさらに長期間を要すると判断されるものを，速やかに整理対象とすべきである。

**第１０　都市整備部の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　道路事業弁償金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 委託契約により生じた損害に対して，損害賠償請求を行ったことにより発生した債権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 都市整備部交通道路室 |
| 債務者 | 法人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | - | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 6,189,677　 | 0　 | 0 | 0 | 6,189,677 |
| 件数(件) | 2 | 0　 | 0 | 0 | 2 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 2,808,765（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見63】不納欠損引当金の適切な算定**

大阪府は，道路事業弁償金について，供託された仮差押解放金を回収が見込める担保・保証額とみなして不納欠損引当金を計算するのではなく，これを含めた総額の半分を不納欠損引当金とすべきである。

**２　土砂崩落対策事務管理費求償権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 事業者が違法に積み上げた土砂により崩落事故が発生した。これにより，事業者に対して，道路法に基づく原因者負担金（公債権）が発生するとともに，その他の復旧等に要した費用を求償したことにより発生した債権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 都市整備部池田土木事務所 |
| 債務者 | 法人及び法人代表者 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 600 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(千円) | - | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 1,313,599　 | 0　 | 0 | 0 | 1,313,599　 |
| 件数(件) | 6 | 0　 | 0 | 0 | 6 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 1,313,599（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見64】回収方法の再検討**

大阪府は，土砂崩落対策事務管理費求償権について，毎月の訪問督促時の現金回収という回収方法を見直し，債務者の収入状況及びコストや効率性を十分に踏まえた対応を再検討すべきである。

**【意見65】現金回収による場合の留意事項等の整備**

大阪府は，債権の回収方法が現金回収となる場合の留意事項等をマニュアルとして整備すべきである。

**【意見66】目標処理額の実態に則した設定**

大阪府は，土砂崩落対策事務管理費求償権に関し，毎年度策定する債権回収・整理計画における目標処理額を1件10万円といった画一的な設定ではなく，実態に則した目標値として設定すべきである。

**３　不当利得返還請求債権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 府有地の不法占拠者に対し，当該土地を不法に使用してきた不当利得（使用料及び遅延損害金相当額）を求め提訴したことにより発生した債権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 都市整備部富田林土木事務所 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | - | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 2,032　 | 0　 | 0　 | 0 | 2,032　 |
| 件数(件) | 1 | 0　 | 0　 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見67】債権分類の判定方法の再検討**

大阪府は，不当利得返還請求債権について，財政状態や経営状態のみでなく，係争中といった要因を踏まえて，債権分類の妥当性を再度検討すべきである。

**４　倒壊建物撤去費用立替金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 債務者の所有する建築物が台風により道路区域内に倒壊し，当該建物の撤去費用を府が立替えて支払ったことにより発生した債権である。 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 都市整備部岸和田土木事務所 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 433 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(千円) | 100 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 433　 | 0　 | 100 | 0 | 333　 |
| 件数(件) | 1 | 0　 | 1 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 333（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果20】不納欠損引当金の算定誤り**

大阪府は，倒壊建物撤去費用立替金に関する評価性引当金報告書を評価性引当金取扱要領及び評価性引当金報告書の記入要領に従い適切に作成し，正確な引当金額を算出すべきである。

**５　都市整備費雑入**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム利用者の登録更新に係る費用のうち，口座振替の際に引き落し不能となった債権である。 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム運営要綱 |
| 所管部署 | 都市整備部都市計画室 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(千円) | 回収対象債権 | 2 | 整理対象債権 | 20 |
| 実績処理額(千円) | 1 | 20 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 86　 | 3　 | 1 | 20 | 67　 |
| 件数(件) | 246 | 7　 | 3 | 68 | 182 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 333（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見68】少額債権に関する柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討**

大阪府は，オーパスの登録又は更新費用のように，極めて少額な債権につき，個別に債権放棄の方針・手続を検討するのではなく，全庁的に柔軟な取扱いを可能とするルールの策定を検討すべきであり，オーパスの登録又は更新費用についても，全庁的な取扱いに基づき処理すべきである。

**第１１　公益財団法人大阪府都市整備推進センターの私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　霊園管理料未収入金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪北摂霊園の墓所使用者は霊園の清掃その他維持管理に要する経費（管理料）を納付しなければならないとされており，当該管理料の収入未済額が公益財団法人大阪府都市整備推進センターの未収入金及び長期未収入金として計上されている。 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪北摂霊園使用規程 |
| 法人（所管部署） | 公益財団法人大阪府都市整備推進センター（都市整備部） |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標回収額 | 令和元年度末の債権残高を30,000千円とする。 |
| 実績回収額 | 12,079千円（令和元年度末債権残高28,141千円） |
| 債権の状況 | 債権残高H31.4.1 | 令和元年度 | 債権残高R2.3.31 |
| 回収 | 損失処理 |
|  | 金額(千円) | 33,634 | 12,079 | 175 | 28,141 |
| 件数(件) | 546 | 241 | 2 | 499 |
| 貸倒引当金計上額(千円) | 8,279（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見69】長期滞納者への対応の強化**

都市整備推進センターは，一定の基準を設けた上で，管理料の長期滞納者への訴訟等の対応の検討を進めるべきである。また，使用許可の取消しや使用権消滅の規定に該当する場合においては，当該規定の積極的な適用の検討を一層進めるべきである。

**第１２　住宅まちづくり部の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１****府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料の請求権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課 |
| 債務者 | 府営住宅の入居者等 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 531,650,221 | 整理対象債権 | 406,760,217 |
| 実績処理額(円) | 389,665,946 | 314,032,469 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(十万円) | 46,574　 | 347,862　 | 339,156 | 3,140 | 52,064 |
| 件数(件) | 22,346 | - | - | 707 | 20,660 |
| 評価性引当金計上額(円) | 1,025,004,274（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果21】遅延損害金の請求の検討**

大阪府は，今後完済される府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金並びに府営住宅駐車場使用料について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。

**【監査の結果22】不納欠損引当金の適切な計上**

大阪府は，府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権のうち，1年以上の滞納が生じている債権については，回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り，貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上するべきである。

**【意見70】保証人に対する請求の強化の検討**

大阪府は，今後も府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権の収入未済額の増加が続く場合，府営住宅に係る賃貸借契約の解除前の段階においても，保証人に対して滞納家賃の請求を行うことを検討するべきである。

**２　府営住宅退去時補修個人負担金請求権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 府営住宅の退去時に発生する補修費用の請求権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課 |
| 債務者 | 府営住宅の退去者 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 500,000 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) |  6,000 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 84,779　 | 0　 | 6 | 0 | 84,773 |
| 件数(件) | 1,319 | 0　 | 2 | 0 | 1,317 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果23】不納欠損引当金の適切な計上**

大阪府は，府営住宅退去時補修個人負担金請求権のうち，1年以上の滞納が生じている債権については，回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り，貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上するべきである。

**【意見71】回収業務の委託**

大阪府は，府営住宅退去時補修個人負担金請求権の回収について，回収業務の外部委託を検討するべきである。

**３　汚水処理施設利用費請求権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府が下水道法第2条8号に規定する処理区域外に位置する府営住宅のために設置した屎尿浄化槽について，当該府営住宅の居住者以外の者が利用したことにより発生した債権 |
| 根拠となる要綱等 | 府営住宅における特殊浄化施設への放流同意に関する要綱 |
| 所管部署 | 住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課 |
| 債務者 | 府営住宅の居住者以外の屎尿浄化槽の利用者 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | 19,097 |
| 実績処理額(円) | - | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 425,770　 | 0　 | 0 | 0 | 425,770 |
| 件数(件) | 26 | 0　 | 0 | 0 | 26 |
| 評価性引当金計上額 | なし（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見72】不納欠損引当金の計上**

大阪府は，汚水処理施設利用費請求権のように貸倒等懸念債権に分類した債権については，不納欠損引当金を計上しないことを正当化する特段の事情が存在しない限り，評価性引当金取扱要領第5条4項に従って，当該債権額の半額を不納欠損引当金として計上すべきである。

**【意見73】支払督促制度の活用等による時効の中断の実現**

大阪府は，汚水処理施設利用費請求権のように消滅時効の完成が近づいている債権については，支払督促制度を活用する等の方法によって時効の中断を実現し，消滅時効の完成を防止すべきである。

**４　団地内施設使用料請求権（離職者等）**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | いわゆるリーマンショック等の影響により職を失った者に対し，一時的に府営住宅の目的外使用を認めたことにより発生した使用料の請求権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課 |
| 債務者 | 一時的に府営住宅を使用した者 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 1,280 | 整理対象債権 | 117,371 |
| 実績処理額(円) | 0 | 105,371 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 118,651　 | 0　 | 0 | 105,371 | 13,280　 |
| 件数(件) | 38 | 0　 | 0 | 33 | 5 |
| 評価性引当金計上額(円) | 6,569（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見74】****一部金額の切り離し**

大阪府は，団地内施設使用料請求権（離職者等）のうち水道給水管使用料について，それ以外の金額に係る債権とは異なる別個の性質の債権として管理を行い，独立した「債権回収・整理計画　目標達成状況（個票）」を作成すべきである。

**【意見75】一部金額の徴収停止及び債権放棄の可能性の検討**

大阪府は，団地内施設使用料請求権（離職者等）のうち水道給水管使用料について，その徴収を停止した上で，将来的には債権放棄を行う可能性を検討すべきである。

**５****仮住居使用料請求権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 府営住宅の建替えに伴い，一時的に他の府営住宅に入居していた者に対する使用料の請求権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 593,385 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 851,370 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 1,187　 | 87,072　 | 87,864 | 0 | 395　 |
| 件数(件) | 42 | 4,142　 | 4,167 | 0 | 17 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果24】遅延損害金の請求の検討**

大阪府は，今後完済される仮住居使用料について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。

**６****仮住居借上費入居者負担金請求権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 府営住宅の建替えに伴い，一時的に大阪市の市営住宅に入居していた者が当該入居に関して大阪府に対して支払うべき負担金の請求権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 1,247,235 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 112,600 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 12,472 | 664　 | 777 | 0 | 12,359 |
| 件数(件) | 7 | 22　 | 25 | 0 | 4 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果25】遅延損害金の請求の検討**

大阪府は，今後完済される仮住居借上費入居者負担金について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。

**【監査の結果26】不納欠損引当金の計上**

大阪府は，仮住居借上費入居者負担金請求権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）を貸倒等懸念債権に分類した上で，適切な金額の不納欠損引当金を計上すべきである。

（理由）

本債権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）は，平成27年10月に調定されてから数年が経過しているが，その間の回収は一切進んでいない。むしろ，債務者からは財産がない旨の申告がなされており，実際，財産調査によっても当該債務者の財産の所在は明らかになっていない。そのため，当該請求権については，貸倒等懸念債権に分類した上で，適切な金額の不納欠損引当金を計上すべきである。

**【意見76】一部金額の切り離し**

大阪府は，仮住居借上費入居者負担金請求権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）について，仮住居借上費入居者負担金請求権とは異なる別個の性質の債権として管理を行い，独立した「債権回収・整理計画　目標達成状況（個票）」を作成すべきである。

**７　大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 交付決定の一部取消しがなされた補助金の返還及び当該補助金に係る加算金の支払の請求権 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱，大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領，大阪府補助金交付規則 |
| 所管部署 | 住宅まちづくり部都市居住課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 21,234,414 | 整理対象債権 | - |
| 実績処理額(円) | 0 | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(千円) | 21,234 | 0　 | 0 | 0 | 21,234 |
| 件数(件) | 1 | 0　 | 0 | 0 | 1 |
| 評価性引当金計上額(円) | 10,617,207（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見77】不納欠損引当金の計上額の増額**

大阪府は，大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権を破産・更生債権に分類した上で，その全額を不納欠損引当金として計上すべきである。

**８　府有財産の貸付料及び遅延損害金請求権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府の所有する財産の賃貸借契約に係る貸付料及び遅延損害金の請求権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 住宅まちづくり部まちづくり戦略室タウン管理課 |
| 債務者 | 法人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 0 | 整理対象債権 | 2,624,100 |
| 実績処理額(円) | 0 | 0 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 2,624,100 | 0　 | 0 | 0 | 2,624,100 |
| 件数(件) | 2 | 0　 | 0 | 0 | 2 |
| 評価性引当金計上額(円) | 2,624,100（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見78】敷金の徴収又は賃料の前払い**

大阪府は，府有財産の貸付けに関し，相手方の支払能力等を勘案した上で，貸付期間が長期にわたるものについては敷金を徴収すること，貸付期間が短期のものについては賃料を前払いとすることを必要に応じて検討すべきである。

**第１３　大阪府住宅供給公社の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　家賃，施設使用料及び駐車場使用料請求権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 住宅供給公社が賃貸している住宅の家賃，店舗等の施設使用料及び駐車場の使用料の請求権 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署又は法人 | 大阪府住宅供給公社 |
| 債務者 | 住宅の入居者等 |
| 令和元年度 | 目標回収額(円) | - |
| 実績回収額(円) | - |
| 債権の状況 | 債権残高H31.3.31 | 令和元年度 | 債権残高R2.3.31 |
| 計上額 | 回収額 | 損失処理額 |
|  | 金額(千円) | 360,120　 | 4,274,221 | 4,298,696 | 19.520 | 316,125　 |
| 件数(件) | 3,504 | -　 | - | - | 3,147 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 156,214（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見79】貸倒引当金の適切な計上**

住宅供給公社は，家賃，施設使用料及び駐車場使用料請求権について，債務者に対する破産手続開始決定がなされた場合など，債務者が経済的に破綻していると認められる場合，破産手続において予想される配当の有無及びその金額，保証人からの回収可能性など，滞納期間の長短以外の個別具体的な要素をも考慮した上で，適切な金額の引当てを行うべきである。

**第１４　教育庁の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 学校の設置者が児童生徒等の保護者等の同意を得て締結した災害共済給付契約に基づく共済掛金につき，保護者負担分を徴収する債権 |
| 根拠となる要綱等 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 |
| 所管部署 | 教育庁教育振興室保健体育課 |
| 債務者 | 共済に加入した児童生徒等の保護者等 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 845,548 | 整理対象債権 | 561,483 |
| 実績処理額(円) | 1,025,838 | 358,521 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 3,943,675　 | 0 | 1,025,838 | 358,521 | 2,559,316 |
| 件数(件) | 3,066 | 0 | 774 | 282 | 2,010 |
| 評価性引当金計上額(円) | 620,261（令和元年度末） |

※　表中の件数については，1年分の掛金を1件としてカウントしている。

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見80】各学校におけるセンター掛金債権の早期回収に向けた方策**

大阪府は，各学校におけるセンター掛金債権の管理の実態を把握した上で，より早期の回収を実現する方策を提案・監督すべきである。

**【意見81】コストパフォーマンスを踏まえた適正かつ効率的な債権管理のあり方**

　大阪府は，センター掛金債権が少額であることを踏まえ，コストパフォーマンスを踏まえた回収手法のあり方を見直し，各学校に示すべきである。

**２　業者使用光熱水費**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 行政財産の使用許可に基づき府立高校の食堂を運営している事業者が，許可条件上負担すべきとされている光熱水費に係る債権 |
| 根拠となる要綱等 | 行政財産使用許可書 |
| 所管部署 | 当該学校 |
| 債務者 | 法人，個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 1,185,007 | 整理対象債権 | 0 |
| 実績処理額(円) | 275,641 | 0 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 1,297,003　 | 0　 | 275,641 | 0 | 1,021,362　 |
| 件数(件) | 74 | 0　 | 17 | 0 | 57 |
| 評価性引当金計上額(円) | 85,355（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果27】評価性引当金の適切な計上**

　大阪府は，業者使用光熱水費につき，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類した上で，不納欠損引当金を計上すべきである。

**３　高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府内の勤労青少年の高等学校定時制・通信制課程への修学を促進することを目的とした，対象者・大阪府間の契約に基づく貸金債権 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与要綱 |
| 所管部署 | 教育庁教育振興室高等学校課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 1,553,850 | 整理対象債権 | 546,200 |
| 実績処理額(円) | 1,453,350 | 0 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 5,505,050　 | 0　 | 1,453,350 | 0 | 4,051,700　 |
| 件数(件) | 537 | 0　 | 138 | 0 | 399 |
| 評価性引当金計上額(円) | 2,058,398（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見82】消滅時効が完成している債権の早期放棄**

　大阪府は，消滅時効が完成している債権について，合理的なプロセスを経た上で早期に放棄すべきである。

**４　高等学校等修学資金奨励費貸付金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 国の地対財特法経過措置事業経費実施要綱に基づき，大阪府が，経済的理由により修学が困難な者に対して修学を奨励することを目的とした，対象者・大阪府間の契約に基づく貸金債権 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府高等学校等奨学金貸与要綱 |
| 所管部署 | 教育庁市町村教育室小中学校課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 92,500 | 整理対象債権 | 0 |
| 実績処理額(円) | 202,000 | 192,000 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 3,691,000　 | 0 | 202,000 | 192,000 | 3,297,000 |
| 件数(件) | 190 | 0 | 18 | 6 | 166 |
| 評価性引当金計上額(円) | 129,974（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【監査の結果28】免除規定適用に関する運用の是正**

大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金の免除規定適用に関する運用を是正するとともに，返還対象者とされている者に対して，資力審査の機会を与え，国の基準による免除の可否をすみやかに検討すべきである。

**【監査の結果29】評価性引当金の適切な計上**

大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金の返還対象者からの実質的な返還見込みを適切に評価し，適切な額の不納欠損引当金を計上すべきである。

**【監査の結果30】延滞利息の適切な調定・請求**

　大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金の要返還者のうち延滞利息が発生している者に対して，延滞利息の金額を告知し，適切な時期に調定して請求すべきである。

**【監査の結果31】適正な時効管理**

　大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金について適時に時効の更新，完成猶予の措置を取るなどして，消滅時効を完成させないよう適切な債権管理をすべきである。

**５　大学修学奨学金貸付金（延滞利息含む）**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 国の地対財特法経過措置事業経費実施要綱に基づき，大阪府が，経済的理由により修学が困難な者に対して修学を奨励することを目的とした，対象者・大阪府間の契約に基づく貸金債権 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪府大学修学奨学金貸与要綱 |
| 所管部署 | 教育庁私学課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 1,639,109 | 整理対象債権 | 0 |
| 実績処理額(円) | 1,138,400 | 0 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 7,606,109　 | 0 | 1,138,400 | 0 | 6,467,709 |
| 件数(件) | 92 | 0 | 16 | 0 | 76 |
| 評価性引当金計上額(円) | 3,298,282（令和元年度末）※ |

※　上表の金額及び件数は，いずれも元本及び延滞利息の合算額である。

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見83】評価性引当金計上に関する取扱いの統一**

大阪府は，大学修学奨学金貸付金と制度趣旨を同じくする高等学校等修学資金奨励費貸付金との間で，評価性引当金の計上に関する取扱いを統一すべきである。

**６　社会保険料，健康保険料及び厚生年金保険料未納金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府の臨時的任用職員等の社会保険料本人負担分で，給与等から控除できなかったものに係る債権 |
| 根拠となる要綱等 | 民法 |
| 所管部署 | 教育庁学校総務サービス課 |
| 債務者 | 元職員 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 549,500 | 整理対象債権 | 0 |
| 実績処理額(円) | 355,025 | 25,620 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 減額調定 |
|  | 金額(円) | 549,500　 | 0 | 355,025 | 25,620 | 168,855 |
| 件数(件) | 23 | 0 | 12 | 0 | 11 |
| 評価性引当金計上額(円) | 0（令和元年度末） |

※　上表の金額及び件数は，「社会保険料未納金」及び「健康保険料及び厚生年金保険料未納金」の合算である。

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見84】少額な遅延損害金の早期の放棄**

大阪府は，社会保険料，健康保険料及び厚生年金保険料未納金の内，額面4円の社会保険料未納金（遅延損害金）について，徴収停止を経た上で，放棄すべきである。

**第１５　公益財団法人大阪府育英会の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　奨学金返還請求権**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府育英会と奨学生との契約 |
| 根拠となる要綱等 | 公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程 |
| 法人（所管部署） | 公益財団法人大阪府育英会（教育庁私学課） |
| 債務者 | 奨学生 |
| 令和元年度 | 目標回収額 | - |
| 実績回収額(千円) | 8,140,596 |
| 債権の状況 | 債権残高R1.4.1 | 令和元年度 | 債権残高R2.3.31 |
| 回収 | 償却 |
|  | 金額(千円) | 13,288,896　 | 8,140,596 | 5,742 | 5,512,017 |
| 件数(件) | 122,217 | 0 | 23 | 28,511 |
| 評価性引当金計上額(千円) | 3,603,250（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見85】奨学金管理システムに係る情報セキュリティ対策の見直し**

育英会は，奨学金管理システムについて，アクセス権限の設定・管理，ログ管理等の導入を含めた情報セキュリティ対策を見直すべきである。

**【意見86】債権回収の実効性を向上させるための法的措置の見直し**

　育英会は，奨学金返還請求権の回収率向上を図るべく，弁護士委任のあり方を含めた法的措置の手法を見直すべきである。

**【監査の結果32】実態に即した貸倒引当金額の計上**

　育英会は，奨学金返還請求権の免除部分について大阪府からの償還費補助がなされることなどの実態を踏まえ，貸倒引当金を適正に計上すべきである。

**第１６　警察本部の私債権に係る監査の結果及び意見**

**１　交通信号設備等損害賠償金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 大阪府が所有する信号機等の設備に損傷を与えた債務者に対する復旧工事費相当の損害賠償金 |
| 根拠となる要綱等 | 事故損傷信号機等の復旧等に関する事務処理要領 |
| 所管部署 | 交通部交通規制課 |
| 債務者 | 個人 |
| 令和元年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | 8,404,431 | 整理対象債権 | 2,059,050 |
| 実績処理額(円) | 0 | 1,725,400 |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R1.6.1 | 令和元年度 | 収入未済R2.5.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 11,835,081　 | 0　 | 0 | 1,725,400 | 10,109,681 |
| 件数(件) | 17 | 0　 | 0 | 2 | 15 |
| 評価性引当金計上額(円) | 10,841,631（令和元年度末） |

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見87】時効の更新又は中断措置の実施**

大阪府は，交通信号設備等損害賠償金について，適切に時効の更新又は中断の措置を講じるべきである。

**【意見88】督促状の再送付の実施**

大阪府は，交通信号設備等損害賠償金につき，督促状が返送された場合にはその再送付を適切に実施すべきである。

**【意見89】適時の財産調査及び法的措置の実施**

　大阪府は，交通信号設備等損害賠償金につき，適時に財産調査を実施して，法的措置の実施の可否を検討すべきである。

**【意見90】消滅時効の完成した少額の債権についての速やかな債権整理に向けた検討**

大阪府は，交通信号設備等損害賠償金のうち消滅時効の完成した少額の債権について，速やかな債権整理に向けた検討を行うべきである。

**２　光熱水費私費負担金**

**(1)　概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 債権の内容・発生原因 | 西成警察署内で食堂を営業していた食堂業者たる債務者が支払うべき光熱水費 |
| 根拠となる要綱等 | - |
| 所管部署 | 会計課 |
| 債務者 | 法人 |
| 令和2年度 | 目標処理額(円) | 回収対象債権 | - | 整理対象債権 | 63,581 |
| 実績処理額(円) | - | - |
| 収入未済等の状況 | 収入未済R2.6.1 | 令和2年度 | 収入未済R2.12.31 |
| 調定 | 収入 | 不納欠損 |
|  | 金額(円) | 63,581　 | 0　 | 0 | 0 | 63,581 |
| 件数(件) | 3 | 0　 | 0 | 0 | 3 |
| 評価性引当金計上額(円) | 63,581（令和2年度12月末） |

* 本債権は令和元年7月に初めて調定されたものであり，令和元年度債権回収・整理計画上には現れていないことから，上記表には，現在作成が進行している令和2年度債権回収・整理計画における令和2年12月31日時点での数値を記入している。

**(2)　監査の結果及び意見**

**【意見91】全庁的要領に従った債権回収・整理計画上の債権の分類**

　大阪府は，光熱水費私費負担金に関する債権回収・整理計画において，「債権回収・整理計画の作成について」に定められた記載要領に従って，債務者につき破産手続が進行している現時点においては，同負担金を回収対象債権に分類すべきである。

**第４章　最後に**

**１**　本年度の包括外部監査においては，「私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について」を監査テーマとした。

第１章第３においても記載したとおり，大阪府は債権の回収及び整理の総合的かつ計画的な推進を目的とした「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき，滞納債権の回収及び整理処理の目標を定めた「債権回収・整理計画」を毎年策定するとともに，その進捗状況を毎年公表しているなど，私債権の回収を重要視していると思われること，また私債権の効率的な回収が大阪府の財務にとっても非常に有意義であると考えたためである。

そして，令和2年5月31日時点における大阪府が有する私債権の収入未済額の総額は175億円に及んでいるが，本年度は，合計15の部局及び関連団体について合計79種類の債権に対する監査を実施することができた。

但し，新型コロナウイルス感染症対応の最前線と言える健康医療部（上記収入未済額の約1％）及び休業要請支援金その他各種補助制度・給付金に関する業務を行う商工労働部（同約3％）については，コロナ対応の実情を考慮してやむを得ず監査を実施することができなかった。

**２**　監査の過程を通じて，各職員は設定した目標に従って常に真面目にかつ熱心に私債権回収に当たっていること，また一見回収が困難であると思われる債権についても，真摯に目標達成に向けた取組みを行っていることが実感でき，その意味で私債権の回収に当たられている各職員に対しては敬意を表したい。

例えば，債権回収の方法については，財務部税務局税政課が作成した詳細な債権回収マニュアルを整備し，また，財務部税務局税政課総務グループに，債権特別回収･整理担当として2名の職員が配置されており，この職員らが，債権回収･整理計画の策定及び公表，債権回収・整理に関する研修会の開催，並びに債権の回収･整理処理の取組支援といった事務を担っているほか，平成23年4月に，大阪府の債権管理を法的な観点から支援する「債権特別回収・整理アドバイザー」という役職を設け，以来，弁護士資格を持つ者を継続的にアドバイザーとして雇用するなどして，効率的な債権管理に努めていることも評価できる。

**３**　しかし，第３章において指摘したように，部局や担当者によって，債権回収・整理計画の理解や運用に違いが生じている，遅延損害金の調定・請求の取扱いがまちまちであるなどの事象も見受けられ，不公平が生じているといわざるを得ない事象も存在した。

勿論，あらゆる事象への対応をすべてマニュアル化することは困難であり，部局等によってまた当該私債権の特質によって取扱いに相違が生じることはある程度やむを得ないものの，監査の過程においては，所管課室等が財務部税務局税政課や債権特別回収・整理アドバイザーと適切なタイミングで協議を行っているか，また，アドバイスを受けた内容を正確に理解できているか等の点において疑問があると考えざるを得ない事例も見受けられた。

債権回収について，特定の部署が全庁の未収債権全てを担当すれば上記の問題は解消するのであろうが，債権の発生原因がさまざまであり，また回収にあたって検討すべき事情も債権の種類によってさまざまであることからすると，直ちに現実的かつ実行可能な対応ともいえない。

また，財務部税務局税政課は，マニュアルを整備し，また各部局からの問い合わせに対応するなどしているものの，他の部局の債権管理を指導監督すべき立場にはない。この点，例えば，各所管部室等を指導監督する担当部署を新たに設けるなどして，全庁的に債権回収管理をさらに積極的に推進する方策を取ることも検討しうる。

もちろん組織体制をどのようにすべきかについては，大阪府の裁量にゆだねられる部分が多いことはいうまでもないが，より経済性・有用性・効率性を有する債権管理体制としてどのようなものが妥当であるのか，本報告書をきっかけとして検討を開始し，中長期的に見直しを行うことが望ましいと考える。

**４**　次に，監査の結果の詳細は第３章に記載したとおりであるが，監査の全般的な問題点としては，①どの債権を回収対象とすべきか整理対象とすべきか，②それに関連して適切な評価性引当金の計上がなされているか，③遅延損害金の調定について全庁的に統一すべきであること，④少額の私債権についてその回収に係る費用対効果の観点から今後どのようにすべきか，などが挙げられる。

また，そもそも私債権の回収に困難を来さないためには，当該私債権の不履行を発生させないことが肝要である。そのためには，債権の発生段階からその債権回収を見据えた対応，また不履行になる前からもしくは不履行が分かった直後に迅速に対応することが重要であるが，この観点からしても問題があったと思われる私債権も散見された。

当然のことながら，上記指摘は監査対象となった各部局にのみあてはまるものではなく，全庁的な取組みが必要なものとして指摘等したものである。また，個別の各部局の私債権に対する意見等として記載した事項についても，その指摘の趣旨は当該部局の債権回収を非難することを目的とするものでは毫毛もない。正しく，単に各部局のみの問題ではなく全庁的な問題であり，また他の部局にとっては他山の石とすべきものである。

特に，監査対象としなかった健康医療部及び商工労働部やその関連団体の有する私債権に対しても一定程度妥当しうるものが多いと思われる。そのため，健康医療部及び商工労働部やその関連団体においても，今後新型コロナウイルス感染症への対応が一段落した後，必ず本報告書における指摘事項を参考として当該部局等が有する私債権に当てはまるものがないか自主的に検討するなどして，今後の私債権の回収に活用されたい。

**５**　本年度は，令和2年4月7日付にて新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が政府により発出され，大阪府も緊急事態措置を実施すべき区域として指定され，多くの部局・職員がその対応にあたる必要が生じるなど，例年にない，いわば非常事態といえる状況下での監査手続となった。

このため，本年度の監査手続は，実質的には例年に比べ約2か月程度遅れて開始することとなり，例年と比較して短期間での監査とならざるを得なかった。そのため，補助者と共に土日だけでなく年末年始にも作業することとなった。

また，監査を行うにあたり，オンライン会議の活用も検討したが，大阪府の各部局において対応できる設備機器が十分にないとの理由により，一部意見交換をオンライン会議により実施することはできたものの，往査の上行ったヒアリングのほかは，電子メールや電話等による監査手続とならざるを得ず，結果として，質問と回答や意見交換に想定以上の時間を要することが複数あった。

なお，オンライン会議を行うには，設備機器の用意が必要であり，大阪府ではもともとかかる設備機器が十分に整備されていなかったことから，本年度においてはオンライン会議を活用した監査を行うことは難しかった。しかし，今後新型コロナウイルス感染症が収束したとしても，大阪府の各機関は咲洲庁舎を始め，出先機関や外郭団体が府下の全域に所在していることに鑑みれば，監査委員による監査や包括外部監査人による監査のいずれを行うにあたっても，オンライン会議の方法を活用した監査を可能とすることは，きわめて有効であると考えられる。設備機器の導入には予算措置が必要であるとはいえ，監査をより充実して行うためにも，今後はオンライン会議を可能とする体制を整え，これを活用することが望ましいと考える。

**６**　最後に，新型コロナウイルス感染症流行の影響で職務体制として大変な状況の中，またコロナ対策に関連して例年よりも多忙であったと思われる中，監査に真摯にご協力頂いた各部局及び外郭団体の職員の方々，有意義なアドバイスを頂き種々のご調整いただいた監査委員事務局の職員の方々，本報告書の作成に関与しご協力いただいた全ての方々には，感謝の念しかない。この報告書は正しくそれらの方々のご尽力の賜物である。

本報告書において指摘した事項が，今後の大阪府の私債権の回収に役立つことになれば，包括外部監査人としては望外の幸せである。

以上

1. 大阪弁護士会自治体債権管理研究会『改正民法対応版Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル』（株式会社ぎょうせい・令和2年）8頁は，定まった見解があるわけではないことを前提として，同書における定義として，公債権を「公法上の原因または公法関係から発生した債権」，私債権を「私法上の原因又は私法関係から発生した債権」と定義している。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 公債権につき時効援用が不要とされた理由として，判例は，公債権は「その性質上，法令に従い適正かつ画一的にこれを処理することが，当該普通公共団体の事務処理上の便宜及び住民の平等的取扱いの理念（地方自治法10条2項参照）に資することから，時効援用の制度（民法145条）を適用する必要がないと判断されたことによる」（最判平19 年2 月6 日・判時1964 号30 項）としている。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 不納欠損の意義については，「３(4)債権管理の流れ」において述べる。 [↑](#footnote-ref-4)
4. これらの定めのうち，債権管理に関連する具体的な規定については，「３(4)債権管理の流れ」において言及する。 [↑](#footnote-ref-5)
5. 同指針は，公債権及び私債権の双方に係る債権管理を対象としたものである。 [↑](#footnote-ref-6)
6. 同マニュアルは，私債権及び公債権の双方に係る回収・整理事務の概要を記載したものであるが，本稿においては，基本的に，私債権を対象とする記載の限りで同マニュアルを検討の対象とする。 [↑](#footnote-ref-7)
7. 具体的には，教育長，警察本部長，人事委員会事務局長，監査委員事務局長，議会事務局長，府税事務所長，大阪自動車税事務所長，労働委員会事務局長，警察署長その他の予算執行機関の長である。 [↑](#footnote-ref-8)
8. 財政構造改革プラン（案）の策定などを受けて，条例の制定と同時期の平成22年11月に設置され，債権回収・整理計画の策定及び公表に向けた調整や，債権回収・整理マニュアルの作成などを行った。 [↑](#footnote-ref-9)